

(第一類 第九號)

第三十九回国会衆議院商工委員

議錄第十九號

一六三

出席委員		午前十時三十九分開議	
理事長	早稻田柳右二郎君	通商産業事務官	松平 忠久君
理事内田	常雄君 理事岡本	(総務局長)	敬一君
理事板川	正吾君 理事田中	自治事務官	官(大臣官房參事)
理事松平	忠久君	(財政局財政課)	松島 五郎君
海部	幸男君	長	裏治君
斎藤	俊樹君	専門員	大村
首藤	憲三君	員	越田 清七君
中垣	始閑	同月二十日	十月二十日
田中	榮一君	商店街組合法案(松平忠久君外二十 八名提出、衆法第一三号)	商店街組合法案(松平忠久君外二十 八名提出、衆法第一三号)
原田	國男君	低開発地域の工業開発促進に伴う川 薩工業地帯の実現に関する請願(池 田清志君紹介)(第七七〇号)	低開発地域の工業開発促進に伴う川 薩工業地帯の実現に関する請願(池 田清志君紹介)(第七七〇号)
野田	武夫君	鉱業法の一部改正等に関する請願(橋 崎弥之助君紹介)(第八五三号)	鉱業法の一部改正等に関する請願(橋 崎弥之助君紹介)(第八五三号)
山手	滿男君	利春君	利春君
加藤	清二君	好雄君	好雄君
小林	ちづ君	豊君	豊君
西村	力弥君	省三君	省三君
出席國務大臣	佐藤 榮作君	は本委員会に付託された。	
出席國務大臣	自 治 大 臣 安井 謙君	本日の会議に付した案件	
官 務 大 臣 藤山愛一郎君	参考人出頭要求に関する件	参考人出頭要求に関する件	
出席政府委員	菅 太郎君	商店街組合法案(松平忠久君外二十 八名提出、衆法第一三号)	商店街組合法案(松平忠久君外二十 八名提出、衆法第一三号)
經濟企画政務次官	佐藤 榮作君	輪出入取引法の一部を改正する法律 案(内閣提出第二八号)	輪出入取引法の一部を改正する法律 案(内閣提出第二八号)
官 務 大 臣 藤山愛一郎君	まず参考人出頭要求に関する件につ いてお詫びをいたします。	低開発地域工業開発促進法案(内閣 提出第六号)	低開発地域工業開発促進法案(内閣 提出第六号)
出席國務大臣	森 清君	○早稻田委員長 これより会議を開き	○早稻田委員長 これより会議を開き
通商産業事務官	塚本 敏夫君	ます。	ます。
(大臣官房長)	今井 善徳君	中小企業に関する問題の調査のた め、來たる二十六日木曜日午前十時よ	め、來たる二十六日木曜日午前十時よ
自治政務次官	大上		
委員外の出席者	司君		

り参考人として商工組合中央金庫理事長北野重雄君の出席を願い、意見を聴取することにいたしたいと存じます
が、御異議はありませんか。

第四章 嘲諷（第四十九条—第五十七条）

〔異議なし」と呼ぶ者あり】
○早稻田委員長 御異議なしと認めます。さよう決定します。
なお出頭の手続等は委員長に御一任を願います。

第一条 (目的) この法律は、小売商業又はサービス業を営む者等が特定の地域において協同して事業活動を行なうために必要な組織について定

3 組合の名称については、商法
（明治三十二年法律第四十八号）第
二 組合以外の者は、その名称中
に、商店街組合又は商店街組合連
合会という文字を用いてはならな
い。
3 組合の名称については、商法
（明治三十二年法律第四十八号）第
二 組合又は商店街組合連合会と
いう文字を用いなければならな
い。

○早稻田委員長 松平忠久君外二十八名提出の商店街組合法案を議題とし、審査に入ります。

め、これらの事業者が行なう事業活動の協同化と経営の近代化を助成するとともに、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、

商店街組合法案

もつて小売商業等の健全な発達に資することを目的とする。

目次
第一章 総則(第一条)
第二章 商店街組合及び商店街組
合連合会

（商店街組合等の目的）

第一節 通則

第一節 通則（第二条—第十五 合規合規 条）

第二条 商店街組合及び商店街組合連合会(以下「組合」という。)は、商店街を形成する地域等において小売商業又はサービス業を営む者

第三節 組合員（第二十八條—
第三十二條）

等が協同して事業活動を行なうために自主的に組織する団体であつて、これらの者の公正な経営活動

第四節 設立、管理、解散及び清算（第三十三条—第三十七条）

の機会を確保し、及びその経営の安定と事業の振興とを図ることを目的とする。

第五節 監督（第三十八條—第四十條）

(人格及び住所)

第四十四条 助成措置（第四十五条）

所の所在地にあるものとする。

2 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)の適用については、同法第二十四条第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 組合員たる事業者の常時使用する従業員の数が、三十人をこえない事業者のみをもつて組織する商店街組合

二 前号に掲げる組合のみをもつて組織する商店街組合連合会

2 常時使用する従業員の数が前項第一号に掲げる数をこえる事業者を組合員に含む組合があるときは、その組合が私的独占禁止法第二十四条第一号に掲げる要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

3 前項に掲げる組合は、常時使用する従業員の数が第一項第一号に掲げる数をこえる事業者が組合に加入した日又は事業者たる組合員の常時使用する従業員の数が同項同号に掲げる数をこえることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

(設立)

第八条 商店街組合の地区は、五十

人以上の商業又はサービス業を営む者が近接してその事業を営む地域であつて、その相当部分が商店街を形成しているものとする。

2 商店街組合の地区は、他の商店組合の地区と重複するものであつてはならない。

3 商店街組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、小売商業を営む者の数が組合員の二分の一以上になるものでなければ、設立することができない。

(商店街組合の組合員の資格)

第九条 商店街組合は、組合員たる資格を有する者は、その地区内において小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めたときは、これらの事業以外の事業を営む者とする。

(商店街組合の事業)

第十条 商店街組合は、次の事業については、その組合には、租税を課さない。

2 第二節 事業

(商店街組合連合会)

第十一條 商店街組合連合会(以下「連合会」という。)は、都道府県商店街組合連合会(以下「都道府県連合会」という。)及び全国商店街組合連合会(以下「全国連合会」といいう。)とする。

2 共同店舗、街燈、アーケード、駐車場その他組合員の事業に関する共同施設

3 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ

4 商品券の発行、割賦購入あつせんと販売方法に関する組合員のための共同事業

5 組合員の福利厚生に関する施設

6 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るために

7 組合員が販売をする物の種類の教育及び情報の提供に関する事業

2 第十二条 都道府県連合会の地区は都道府県の区域に、全国連合会の地区は全國の区域による。

2 同一の区域を地区とする連合会は、一個とする。

3 第十三条 連合会は、会員たる資格を有する組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

(連合会の会員の資格)

第十四条 都道府県連合会の会員たる資格を有する者は、その地区の

一部を地区とする商店街組合とする。

2 全国連合会の会員たる資格を有する者は、都道府県連合会とする。

(免税)

第十五条 組合の所得のうち、組合事業の利用分量に応じて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

2 第二節 事業

(商店街組合の事業)

第十六条 商店街組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

2 第二節 事業

(商店街組合連合会)

第十一條 商店街組合連合会(以下「連合会」という。)は、都道府県商店街組合連合会(以下「都道府県連合会」という。)及び全国商店街組合連合会(以下「全国連合会」といいう。)とする。

2 共同店舗、街燈、アーケード、駐車場その他組合員の事業に関する共同施設

3 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ

4 商品券の発行、割賦購入あつせんと販売方法に関する組合員のための共同事業

5 組合員の福利厚生に関する施設

6 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るために

7 組合員が販売をする物の種類の教育及び情報の提供に関する事業

2 第十二条 都道府県連合会の地区は都道府県の区域に、全国連合会の地区は全國の区域による。

2 同一の区域を地区とする連合会は、一個とする。

3 第十三条 連合会は、会員たる資格を有する組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立する

(連合会の会員の資格)

第十四条 都道府県連合会の会員たる資格を有する者は、その地区の

八 組合員が提供をするその事業に係る役務の種類又は提供の種類若しくは方法に関する制限

九 組合員の営む事業に係る休日、開閉店時刻等に関する制限

十 組合員の雇用する労働者(以下「従業員」という。)に係る雇用の集団化及びその賃金、労働時間、宿舎等の労働条件の改善に関する事業

十一 組合員の経済的地位の改善に関する団体協約の締結

十二 従業員の労働条件その他に該当する事業を含む事業(これらに附帯する事業を含む。)を設定し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同定めた規程(以下「調整規程」という。)を設定し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。この事業」という。)に関し次の事項を

2 第二節 事業

(商店街組合の事業)

第十六条 商店街組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

2 第二節 事業

(商店街組合連合会)

第十一條 商店街組合連合会(以下「連合会」という。)は、都道府県商店街組合連合会(以下「都道府県連合会」という。)及び全国商店街組合連合会(以下「全国連合会」といいう。)とする。

2 共同店舗、街燈、アーケード、駐車場その他組合員の事業に関する共同施設

3 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ

4 商品券の発行、割賦購入あつせんと販売方法に関する組合員のための共同事業

5 組合員の福利厚生に関する施設

6 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るために

7 組合員が販売をする物の種類の教育及び情報の提供に関する事業

2 第十二条 都道府県連合会の地区は都道府県の区域に、全国連合会の地区は全國の区域による。

2 同一の区域を地区とする連合会は、一個とする。

3 第十三条 連合会は、会員たる資格を有する組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立する

(連合会の会員の資格)

第十四条 都道府県連合会の会員たる資格を有する者は、その地区の

三中「行政庁」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

(調整規程の認可)

第十七条 常時使用する従業員の数が第七条第一項第一号に掲げる数をこえる事業者を組合員に含む商店街組合は、前条第一項第七号から第九号までに掲げる事業(これらに附帯する同項第十三号をこえる事業者を組合員に含む。以下「調整規程」といいう。)を設定し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。この事業」という。)に関し次の事項を

2 第二節 事業

(商店街組合の事業)

第十六条 商店街組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

2 第二節 事業

(商店街組合連合会)

第十一條 商店街組合連合会(以下「連合会」という。)は、都道府県商店街組合連合会(以下「都道府県連合会」という。)及び全国商店街組合連合会(以下「全国連合会」といいう。)とする。

2 共同店舗、街燈、アーケード、駐車場その他組合員の事業に関する共同施設

3 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ

4 商品券の発行、割賦購入あつせんと販売方法に関する組合員のための共同事業

5 組合員の福利厚生に関する施設

6 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るために

7 組合員が販売をする物の種類の教育及び情報の提供に関する事業

2 第十二条 都道府県連合会の地区は都道府県の区域に、全国連合会の地区は全國の区域による。

2 同一の区域を地区とする連合会は、一個とする。

3 第十三条 連合会は、会員たる資格を有する組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立する

(連合会の会員の資格)

第十四条 都道府県連合会の会員たる資格を有する者は、その地区の

条(出資口数の減少)の規定を準用する。

第四節 設立 管理

第三十三条 商店街組合を設立するにはその組合員になろうとする四人以上の者が、連合会を設立するにはその会員になろうとする以上の組合が発起人となることを要する。

六 組合員たる資格にに関する規定
七 出資一口の金額及びその払込みの方法
八 経費の分担に関する規定
九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
十 準備金の額及びその積立ての方法
十一 役員の定数及びその選舉に

引継ぎ)、第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込及び第三十条から第三十二条まで(成立の時期等)の規定を準用する。この場合において、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

「商店街組合法第三十九条第一項
から第三項まで」と、同条第二項
及び同法第六十三条第三項中「行
政庁」とあるのは「通商産業大臣」
と、同条第四項中「第二十七条の
二第四項から第六項まで」とある
のは「商店街組合法第三十四条第
二項」と読み替えるものとする。

4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第百六条の二（弁明の機会を供与）の規定を準用する。

第三十四条 発起人は、創立総会の (設立の認可)

第三回 暑氣の爲めに急遽の出立
終了後遅滞なく、定款並びに事業
計画、役員の氏名及び住所その他
必要な事項を記載した書面を通商
産業大臣に提出して、設立の認可
を受けなければならない。

組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対応して与える出資口数

組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

第五項まで(準備金及び繰越金)、第五十九条第一項及び第一項、第六十条(剩余金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)の規定を、定款の変更については、第三十四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、同法第三十九条第一項中「規

は組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(私的独占禁止法の適用除外)
第六節 雜則
第四十一条 私的独占禁止法の規定は、第十七条若しくは第二十六条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程又は第二十四条(第二十七条において準用する場合を含む。)の認可を受けた団体協約及びこれらに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各

一 商店街組合にあつては第九条の、連合会にあつては第十三条の要件を備えていること。
二 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
三 事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。

第一項の認可については、第十

第三十六条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
一 総会に關する規定
二 業務の執行及び会計に關する

又は総合調整規程」と、同法第四十一条第二項ただし書中「規約」とあるのは「規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程」と読み替えるものとする。

欠くと認めるときは、その商店街組合に対し、解散を命ずることができる。

一 不公正な取引方法を用いると
き、又は組合員に不公正な取引
方法に該当する行為をさせるよ
うにするとき。

第三十五条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

規定
三 役員に関する規定
四 組合員に関する規定
五 その他必要な事項

組合の解散及び清算について
は、協同組合法第六十二条第一項
及び第二項、第六十三条から第六
十六条まで、第六十八条第一項並

たと認めるとき、又はその会員たる商店街組合が一となつたときは、その連合会に対し、解散を命ずることができる。

二 次条第四項の規定による公示
があつた後三十日を経過したと
き。(同条第三項の請求に応じ、
通商産業大臣が第二十条(第一

事業
名称
地区
事務所の所在地

(準用)
第三十七条 組合の設立について
は、協同組合法第二十七条(創立
総会)、第二十八条(理事への事務

びに第六十九条(解散及び清算)の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第一項第五号中「第六百六条第二項」とあるのは

通産大臣は、組合が前条の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくな

十四条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分を

業が、特に重点を置いての政策であるべきであって、これがどうも一外局では十分の仕事がやれないのではないのか、そのためには行政機構を整備する必要がある。同様の理由でエネルギー対策につき、あるいは輸出貿易につき、ただいまのようなお話をございます。全然ないわけではないのであります。して、しかして私自身はどういう気持でいるのかと申しますと、機構の拡大ということはよくよく検討してやらなければいけないかぬ、これは慎重を期すべき問題のように思う。そうでなくとも行政機構はともすると膨大になりがちでありますし、そのことがむしろ逆に事務を渋滞させ、いわゆる官僚化と申しますか、そういう危険がある、繁文縟礼に流れれる、こういうことは避けなければならない、かように実は思っておりますので、政府自身でそこまで決意したわけじやございませんが、当然諸政策がおくれておりますと、責任の所在を明確にして、そこを中心にしてその仕事を処理させよう、こういう意見があります。その意見がただいま政調会で検討しておる問題だらう、かようによく理解します。しからば政府はどう考えるかと言わると、先ほど申しますように政府自体としても慎重に扱わなければならぬ問題だ、こういうふうに考えます。

従来の機構そのままでもいいとはだれも考えません。これはすべてを総合して、ほんとうに合理的なしかも能率的な運営のできるような機構を作るということは必要だと思います。しかし今お話しのように、下手にするとこれが官庁のなわ張り争いになって、かえって事務を停滞させる。あるいは官僚主義を助長する、あるいはいたずらに官吏の機構を膨大にして、民間の創意あるいは活動というものを抑制するという弊害が非常に出てくるのです。特に今日ではその弊害の心配の方が大きくなはないか、こう思われるわけであります。ですからこれは自民党さんの方でも慎重に御検討いただくことはけっこうであります。政府としてはなお一段と十分に検討をされることを望むだけであります。

は次官というものが中心になって責任を負ふべきだ、かように思つて離してしかるべきだ、などといふ意見は、発言のあったことは否定はいたしません。私自身が予算要求まで作るというような話は省内ではございません。しかし一部軽い意味の研究的な意見は、発言のあったことは否定はいたしません。私自身が予算要求までする段階ではもちろんございません。それだけは明確にお答えしたいと思います。

○久保田(農)委員 済情勢なり政府の政策について、要旨だけお聞きをいたしたいと思います。

今度の総合景気調整政策といいますか、これによって一応政府の当面の段階に処しますいわゆる引き締め政策、こういうものは一応出尽くしたといふ一応の段階だと思います。その要点は、要するに内需を引き締めて輸入を押さえ、輸出を伸ばして、その結果国際收支の赤字の解消の状況をできるだけ早く作るということに帰すると思ひます。そこで内需の引き締めの問題について、通産省の管轄、特に佐藤さんの管轄の問題について、二、三私はお尋ねしてみたいと思うのであります。

その一つは、言うまでもなく内需の引き締めの重点は、設備投資の一〇%引き下げということだと思うのであります。これがなかなか実際には私はれども少しがしいのじゃないかと思うのであります。特に当面の段階で、私どももろい下げというか、それはすでに始めら

れております。設備投資の支出の伸び延べをすることも一つでしょ。う。時に、工事の繰り延べをすることも一つの方法として考えられる。それらさらに、新規の着工を繰り延べることも一つであります。しかししながら、これらの点だけでは問題の解決にはならぬと思うのであります。池田内閣としては、一番強くう。しかしながら、これらの点だけでは問題の解決にはならぬと思うのであります。反省をしなければならぬ点は、例のように年間の長期の計画、所得倍増計画と、うものが出来まして以来、各大企業の意向を見ますと、大体十カ年を見通して企業ごとの長期計画というものが、ほとんど立っておるようであります。しかも、これは非常に膨大なものであります。しかも、その基礎というものは、政府のいわゆる十カ年計画といふの、これを、無批判ではありますまい。実際の企業を運営する人としては、無批判にできるわけはありません。しかし、これは往々過去三年間あるいは二年間の実績のから、実勢的にある程度はやっておりましょ。うけれども、これはなかなかわからないことであります。延長といふことが、やはり基本の性格になつておると私は思うのであります。ところで私は今後の、これはなかなかわからないことですが、内外情勢なり、世界経済の動向なり、国内経済の動向といふものは、そう簡単な、いわゆる算術計算的な引き延ばしの上に、簡単にはいかないのじゃないか。特にこの間には、相当大きな根本基調の変化というものを見たまではつきりわかりませんけれども、見る必要がある。しかもそれなくして、いわゆる過去の二年ないし三年の実績の上に、あるいはもつといえ、戦後の特異な状況の中で行なわれた高度成長の、い

ねる実績を延長するという、この基礎の上に立った政府の長期計画、それをまた一つの土台にしたところの各企業の長期計画というものの第一着手として、今それぞれ企業の設備投資の画をやっておるわけあります。ですから一番基本は、政府としては、この企業の长期計画といふものとの第一着手として、今それを政府は今現に持っております。だから一番基本は、政府としては、これから一歩基本は、政府としては、この各企業のいわゆる長期計画なるものを過ぎであって、根本の十ヵ年計画、増計画は変えないと言っておりまが、私は今ここで言つたら政策変更になるとかならぬとか、そういう言葉の上でのつまらないことでなくして、私はやはりこの点を根本的に、企業、政府ともに反省をする必があるのじゃないか。こういう点でござり延べ、あるいは一〇%削減々々とあります。が、へたをしますと、当面の階の糊塗策になってしまって、この点は藤さんとしてはどうお考えになつて居るのか、現にとつておる諸方策はどうかという点が一点であります。

今の問題と連関をいたしまして、二の問題は、はたして企業の設備投資の抑制ということが、合理的に行なれるのかどうかという点が非常に危であります。あらゆる点で、むしろソバランスが大きくなるのではないか、ということになります。これは自民党の野田さんでしたかの予算委員会の質問に対して、経理がお答えになつて居る。それはどういうことを言われてございふかというと、設備投資といつても、がいにこれを全部ペーでもつて平均均に扱うのじゃないだ。つまり、自己化に対処するための合理化投資といふ

ような設備の投資は、全面的に助長していくのだ。それから基本的に需要が増して、これに見合っていくものも押さえはしない。ただし、各企業のいわゆる営業シェアといいますか、シェアを拡大するというだけのものは、これは十分にきびしく押えていくのだ、こういうお話を、これは非常に合理的であります。私ども、ほかの点では池田さんの意見には不賛成な点がありますけれども、この点については考え方 자체は賛成であります。ところで問題は、はたして今、特に大企業の設備投資が、こういうふうに三つのカテゴリーにはつきり分類ができるかというと、私はむずかしいと思う。今や行なわれております大部分のものは、この三つの要素をそれぞれ持っておりますが、企業自体の設備投資の根本の流れは何かといいますと、これはすべてシェアの拡大ということをねらったものが大部分であります。こういう点をどういうふうに区分けをされて、あなたの方に関して具体的に問題になる点は、私は三つあると思う。

その一つは何かといいますと、いわゆる鉄鋼や石炭化學工業、こういった点で行なわれているような、過度の新技術を中心とする過当競争、過当投

資、これははつきり過當な、あるいは非常なむだな二重投資が行なわれております。しかもこれは、日本のこれら花形産業であります。そして力も

いうふうにあなたは押えていかれるつもりかという点が一点であります。

よいう設備の投資は、全面的に助長していくのだ。それから基本的に需要が

増して、これに見合っていくものも押

さえはしない。ただし、各企業のいわゆる営業シェアといいますか、シェアを

拡大するというだけのものは、これは

十分にきびしく押えていくのだ、こう

いうお話を、これは非常に合理的で

あります。私ども、ほかの点では池田さ

んの意見には不賛成な点がありますけれども、この点については考え方 자체

は賛成であります。ところで問題は、

はたして今、特に大企業の設備投資

が、こういうふうに三つのカテゴリー

にはつきり分類ができるかというと、

私はむずかしいと思う。今や行なわれ

ております大部分のものは、この三つ

の要素をそれぞれ持っておりますが、

企業自体の設備投資の根本の流れは何

かといいますと、これはすべてシェア

の拡大ということをねらったものが大

部分であります。こういう点をどうい

うふうに区分けをされて、あなたの方

に関して具体的に問題になる点は、私は

三つあると思う。

その一つは何かといいますと、いわ

ゆる鉄鋼や石炭化學工業、こういった

点で行なわれているような、過度の新

技術を中心とする過当競争、過当投

資、これははつきり過當な、あるいは

非常なむだな二重投資が行なわれてお

ります。しかもこれは、日本のこれら

花形産業であります。そして力も

いうふうにあなたは押えていかれるつ

もりかという点が一点であります。

それが第一点はどうかといいますと、

各企業は今、将来の不況その他に備え

するために、御承知の通り經營の多様化

ということをやっています。多様化

投資というものが、私は相当よけいに

投資しておるのじゃないかと思います。

特に、最近ではこの傾向がひどい。

ちょっとといいものがあれば、各企業が

投資というものが、私は相当よけいに

投資しておるのじゃないかと思います。

全部、だつとこれに食らいついで

て、そして一ときたつと、いわゆる

優勝劣敗ということになる。たとえ

ば、私は今まで農業關係を担当してお

りましたが、いわゆる農業基本法など

に連関いたしまして、御承知の通り水

産資本が丘上がりをして、食肉加工く

らいならまだよろしゅうございますが、

豚を飼ったり、鶏を飼っている。とこ

ろが水産だけじゃなく、今度御承知の

通り、貿易商社がこの方に出てくる。

最近におきましては、薬屋資本あるい

はその他いろいろの大資本が、この弱

い農業面に、特にこれから選択拡大

の方向へもぐんぐん出てきている。

これは企業としては、不況が来た場合

に新規のものをやるというでも、簡単

に所得論や何かでは私は片のつかぬ問

題ではないかと思う。そういう点で、既設の投資が行き詰まっている。同時

に新規のものをやるというでも、簡単

るのじやないか、あるいはまた工事の進行工合等で、工事にかかる時期をや引き延ばすとか、こういうような方法もあるだろう。しかし、でき上がったものについて支払いを延ばすというようなことは最も拙劣な策だから、それは一つ避けってくれ、こういうような意味で、各関係業界との相談を緊密にいたしたのであります。そういう場合に、ただいま御指摘になります鉄鋼だとかあるいは石油だとか、こういうような産業についてはいの一番に実は相談を持ちかけたのであります。ことに鉄鋼自身にしてもまた石油にしてもエネルギー源としての、これは双方とも基礎産業でござりますから、将来のことを考えますと、いたずらに生産力を抑圧することは、所得倍増計画にも支障を来たすおそれなしとしないといふことを考えますから、ただいまのような点を避けまして、いろいろ相談を持ちかけて参りました。具体的に申しますれば、たとえば電炉などにいたしましても、あるいは平炉等の定期検査その他等がございますが、場合によりましたら、そういう事柄を状況等を勘案して少し期間的に延ばすことも可能じゃないか。そうして生産を下げないでただいま申し上げる所要の設備を遂行していく、こういうことを一つやもうじやないか、あるいはまたお互いで得意の業種があるのでから、その得意の業種を伸ばすことについてはわれわれもできるだけ力をかすけれども、いたずらに経営を多様化することは鉄鋼業自体においても十分慎んでいただきたい。そういうことではないと、こうらに過当投資の競争が始まると、こういうふうなことで、業界との懇談は、よ

ほど内容に立ち至つてのお話をいたしましたのであります。しかし、もちろん大臣と社長ではそういう事柄は要領を得ないのでありますから、さらに事務担当の重役と事務当局との間で折衝を遂げていく、そういうことでただいまのところ、先ほど申しました一兆六千億程度に抑える協力を得て参ったのであります。非常に困難なことである。ペーパー・プランで締減の計画は立ちはだかれども、これを実地に行ないます場合に非常に困難がある。ことに各会社とも工事を始めた時期が同一ではございませんから、スタート・ラインに立っておるのがそれぞれ違つておりますから、そうすると今までやつたものはいいけれども、おくれたものばかりを見る、こういうことがあつたり、あるいはまた正直に政府の指示に従つて協力をした、どこかでその政府の指示を了承しないで勝手なことをする、いわゆる正直者がばかを見るような結果になりはしないか、こういう事柄も業界から忌憚なく指摘されております。そういうことにならないようになりますので、まず、全部の業界を集めて話をしますが、さらに事務当局同士で話をしますが、その前には業界自身の自主的な相談によりましてお互いが抑制し合う、そして業界自身で政府に対してこういうようにするという案を持つてくるというような指導をいたさせたのであります。その点は比較的円滑に参つたのではないか、かように思は思つております。しかしもちろん一回や二回の会合だけで、複雑な経済界の問題が簡単に片づくとは思いませんから、通産省としてはあらゆる機会に業界と緊密な連携をとりまして進め

ていくということを、今日も怠らないつもりでございます。ただいま仰せになりました経営の多様化の問題なども、この意味においては私どもが非常に気をつけなければならない。ことにこれが商社関係においてしばしば露骨に出で参つておるのであります。だから商社の本来の性格から見まして、とうな仕事をしたり、同時に商社でありますから問屋、小売と両方の関係をやられては実は困るのだから、なるべく貿易関係に重点を置くように商社でもいろいろ指導しております。ことに最近は商社が土地を所有し、生産業者と関連を持ち、非常に各方面に手を出しております。ただいま久保田さんが御指摘になります農業部門あるいは養鶏、養豚あるいは卵の加工なども、こういう際にはとにかく慎んでもらいたい、こういうことを実は申しております。これは十分効果が上がったとは申しません。しかし少なくとも商社が貿易の方に重点を置くようになります。そう簡単なものではないと思います。それから石油コンビナートの問題、これは最近の一つの新しい形態の産業でございまして、これは通産省で認可して参る事業でございますし、すでに計画されておるのは、それぞれの分野で進んでおるのでございますから、先ほど申しますように生産自身には関

は特にこの方面は伸びつつもりでござりますが、ただいまちょっと時期的に足踏み、こうしたことにならざるをなないのではないか、かように思います。それからいろいろ基本的な問題といたしまして、本来の所得倍増計画にいう影響を来たすかということです。これがなかなか短期的に見る所ではない、かのように思いますのでそれを支障はない。ただいまのようになって生産を抑えることはできるだけあと回しどうことを考えますならば、投資はまつものが生産力として残ることになりますので、必ず他日の経済の発展には役立つ、かようにしたいものだというふうにも思いますし、そういう意味では所得倍増計画本来にはこれ問題を起さないだらうと思います。ただ今言われます地方分散、地方の工業開発との関係、こういう点から先しておるもののはともかく、おくれてこられるものは時期的に時期があと回しになる、こういう焦燥感が一つあると思します。また今回の設備の抑制の場合において、先ほどは港湾等をあげられてしたが、港湾たとか電力だとかあるのは交通の問題だとか、こういう基礎業の面を抑えることは、経済に大きなアンバランスを生ずることになりなすので、設備抑制に際しましての各事業の持つ意義を十分勘案して、バランスのとれた抑制方法をとる、これはもう根本でなければならぬと思います。ただ理屈はわかつておりましても、現実の問題として御指摘になりました点のような間違いが起こらないよう実の問題で克服できるか、ここに全部

がかかるくるのではないか、かよう思います。そういう場合に一体どうするのか、これは私どもの建前とすれば、業界の自主性を尊重する、そういう意味において業界との連携を一そぞ緊密にしてやる、絶えず業界との話をつけて進めていく、これ以外にはないのだ、業界も最近はよほど組織も強化されておりますから、先ほど来申しますような基礎的産業部門を考えられる業種は、組織もよほど強化されておりますから、自主的な話し合いも非常に進みやすいようあります。たとえばセメントなどは、みずからが輸出をするという意味で各社とも輸出振興のために調整金を積み立て、そして責任輸出トン数をきめる、あるいは鉄鋼もまた輸出量を自主的にきめておる、それぞれそういう団体も強化されておりますので、そういうことを通じまして実際の面でできるだけこれは万全を期すると言いたいのですけれども、現実にはなかなかそうは言い切れません。できるだけ間違いが起らぬないように、支障がないように円滑にこの大事業、大難事を遂行したい、かように考えております。

○久保田(豊)委員 今大へん親切なお答えをいただきましてありがとうございます。どうもまだ私としては食い足りませんが、しかし時間の関係もありますし、なお突っ込んだ点は次に機会がありますれば御意見を承りたいと思います。

なおそれに連関をいたしましてやはり問題になりますのは、私ども見てお

りまして、なるほど通産省所管の千五

百四十九ですか、これについてはかな

りいろいろお話し合いをされているよ

うです。ところが通産省所管以外の農林省だとかあるいは厚生省だとかその他の方の所管の企業特に大企業、こういうものの方は案外通産省も力を入れて、緊密にしてやる、絶えず業界との話をつけて進めていく、これ以外にはないのだ、業界も最近はよほど組織も強化されておりますから、先ほど来申します

ことありますから、こんなところに抜かりはないと思いますけれども、通産大臣だけあるいは企画庁の長官だけが一生懸命やって、いろいろのはかの関係からほのかな人は割合冷淡な態度をとっているということでは、むしろそういう面の影響を受ける他省所管のこの大企業の方の設備投資の影響の問題にしましても何の問題にしましても、要するにその方から受ける国民の弱い肩、この影響の方が強いのであります。ですからこの点はなお一つ十分に御相談をいただきまして、各省大臣ともに足並みをそろえてやるよう、この上とも御努力をいただきたいと思ひます。ですからこの点はなお一つ十分に足並みをそろえてやるよう、この上とも御努力をいただきたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 今大へん親切なお

答へました。どうもまだ私としては食い足りませんが、しかし時間の関係もありますし、なお突っ込んだ点は次に機会がありますれば御意見を承りたいと

うのであります。この問題についていろいろあります。ですが、なお二点だけ私はお伺いしておきたい。

一つは、いわゆる資金調達面で最近特にことになってから外資導入ということ、特にアメリカからの資本導入といふことが非常に多くなっておられます。せんだって大蔵省の発表したところによりますと、このいろいろの外資導入については、技術の導入においても大体において前年度の申請数から見ると、上期のものだけを見ても前年度に比べては二四%くらいふえておる。それから外資ロードンは計画が三億一千一百万ドル、全部

上がるかどうかわかりませんけれども。それから株式取得が三十五年度の六千八百万ドルに対し三十六年の四一六の間だけで四千八百万ドルに計画が上がっている。あるいは民間会社の外債発行が七千四百八十万ドル。総合分として一億八千万ドルだけがまとまつたんだ、だから後期に相当大きなことになります。せんだって新聞で見ますと、そのうちの前期の外債発行が七千四百八十万ドル。総合しますと五億何がしという相当大きな額になるわけあります。せんだって外債発行が七千四百八十万ドル。総合

日本といふとも話し合いでオーバー

中小企業の金融全般が問題でありますけれども、その中で特に通産省として

は、中小企業の近代化ないしは輸出振興というふうな設備投資については、具体的にどういう手を打たれるつもりか。この二点だけを追加をしてお聞き

ます。これは実力者のあなたもおられることがありますから、こんなところに

ありますから、こんなところに

ありますから、もうよく話が進むわけはないと思ひます。こういう場合にこの外資導入に

おこなうに、その危険性が多いと思う。従つてや

本としてはやむを得ずこういう手をとるぞというきめ手を用意してからな

ければ、うまく話が進むわけはないと思ひます。そういう場合にこの外資導入に

おこなうに、その危険性が多いと思う。従つてや

本としてはやむを得ずこういう手をとるぞというきめ手を用意してからな

ければ、うまく話が進むわけはないと思ひます。そういう場合にこの外資導入に

おこなうに、その危険性が多いと思う。従つてや

本としてはやむを得ずこういう手をとるぞというきめ手を用意してからな

ければ、うまく話が進むわけはないと思ひます。そういう場合にこの外資導入に

おこなうに、その危険性が多いと思う。従つてや

本としてはやむを得ずこういう手をとるぞというきめ手を用意してからな

れば、うまく話が進むわけはないと思ひます。そういう場合にこの外資導入に

おこなうに、その危険性が多いと思う。従つてや

いというか、どうして今までよい結果になります。しかし三十四年などは、ほんどの貿易の面でどんどんなっていったようなこともあり、特需並びにICA等でおそらく対米間は三億七、八千万ドルか四億ドル近い黒字を現出したのではないかと思います。今後も対米貿易の面では、ICAの問題あるいは特需の問題等、これは相当ウエートを置いてしかるべき問題じゃないかと思います。だから日米貿易の場合に必ず同等の金額であるということは、これは望ましいことですが、そこまで主張しなくとも、この資本のことを除きまして、貿易だけで黒字になるような方法は、アメリカの資金の使い方いかんではあるのじやないか、かようにも思いますから、今後アメリカとの折衝の場合に、ただいま申すような点をやはり指摘したいと思います。問題は対米貿易の問題であり、これは何と申しましても日本がアメリカに対して特殊な輸出品について自主的な規制をいたしておりますが、これは自主的規制であり、同時にアメリカ側の強い要望もありますが、根本にはアメリカ自身に日本産業についての理解を改めてもらうといふか、認識を改めてもらうことである。これは絶対に必要であると思う。しかしアメリカには、だいま久保田さんが御指摘のように、アメリカ産業の観点に立つてアメリカの中企業の立場あるいはレーバーの立場、そういうところから政府も日本同様に軒轅を受けている、そういうものがございま

すので、その辺は結局最後に話し合うところに落ちてくるわけあります。アメリカ側の事情をわれわれも知らぬわけではないが、アメリカが力にまかして弱い日本にのしかかってくるようなことがあっては困る。日本産業についての正確な認識を持っていただくなれば、これはもう絶対必要なんです。だから日米合同委員会ではそういう点をよく話す必要があると思います。労働賃金等についていわゆるチープ・レーベー、あるいはレーべー・ダンビング、こういうような言葉を今お信じておる向きも多数ござりますので、こういうような点を生活の実態等をよく話して解決させることが基本だろうと存ります。

表的なもので、アメリカに売り込まれども、今後二、三の会社等で、もう少し株式市場の拡大をはかったらどう、こういう計画を持っていくべきもございます。私はこういう事柄は、事業の性格等を考えてみまして適当であるならば、そういう株式市場の拡大をはかつても差しつかえないのじゃないか、かように思います。進んでどうしてもやるというわけではなくて、それらの技術提携等において、だいま申し上げましたような方法がかなりわることはやむを得ないといふか、物事の当然の進み方だ、こういうふうに実は考えます。第一段のお尋ねは、以上のような考え方で進むつもりであります。

を引き締めておる際に、中小企業に向ふに三百五十億の特別金融の処置をとった、あるいはオペレーションで二百億考へる、こういう事柄は本来引き締めの時期に際しても、中小企業は手段でございません。今後の金融等の情勢を見て、政府はもちろん必要な金融措置は弾力的に考えていくつもりでございました。そういう場合に先ほど大企業について御指摘になりましたと同様に、中小企業にもシェアの問題もありますし、あるいは自由化を前にして近代化し、さらに拡大発展をはかる、との意欲の強いものもござります。このようなものはそれぞれみな当然のことでありましてけっこうなことではござりますが、今回のよな措置がどうなれば、中企業は思うようにならぬと思ふを発揮するわけには参らないと思ふます。そこで政府として最も必要なのは、自由化に備えての近代化であり、また輸出産業としての国際競争力を十分養成する、こういう観点が一番大事でございます。だからその二つには特に注意をしておるわけでございます。たとえば中小企業の設備の近代化等についての施策は、そういう意味でこまかく指導していくこうということを考えておりますし、また輸出産業についての施設も一そろ注意して参つもりでございます。金融の問題になりますと、總体のワクなり絞り体の方向なり、これは一応考え方られますが、そういう意味の指導も一そろ注意して参つもりでございます。

すけれども、やはり個々の業者が金融の引き締めに当面した。それに対していかに指導し、いかに相談に応じて力をかしてあげるかというところに、実は尽きるのではないかと思うのであります。中小企業全般について中小企業庁でもそこまでの留意がまだ届いておりませんけれども、今回中小炭鉱については地方通産局に融資あつせん班を設ける、こういうような処置をとりまして、今回の十五億の貸付等について御便宜をはかるばかりでなく、相談に応ずるばかりでなく、一般の商業手形等の割引についても、相談に応ずるような機関を設けるという処置をとりました。中小企業全般につきましては、今後の推移等を見なければならぬと思いますが、石炭業に対して取りましたような措置、そういうこまかなる具体的な処置に際していかに扱うかという、そこまでの気を使わないと、今日の状況を円滑に処理することは困難である、かように思います。だから大筋の方針はもちろん近代化に必要な資金は確保します、あるいは輸出産業には迷惑はかけないようになります、かように申しておりますが、それだけでは事足らない。最近の行政の実体は、具体的に処理する、そういう現実的な仕事に私どもの行政もならざるを得ない、かのように実は覚悟しておる次第でござります。

いろいろお話ししたいのですが、時間がありませんから省きます。
ただ外資について一言だけ聞いておきたい。今のお話では、日本が信用があるから、アメリカから金をどんどん入れるというなら入れた方がいい。何をもあって押える必要はなかろうというお考えのようですが、なるほど片方に置いて特需がなくなり、あるいはまた ICAその他がだんだん細ってくる、軍の関係のものも少なくなっていく、こういう状況であります。ですからそれをカバーしながら、そうしてしかも日本の産業の水準を上げていくといふのは大資本を中心すればいいと思いまます。しかしさつき言いましたように、国と国との全体の経済のバランスをとっていく、均衡をとっていくといふことで大きな支障になりはせぬかと、いうこと、もう一つはことしあたりはどのくらい入ってくるか知りませんけれども、借りた金なり持ってきた技術は、要するに利子なり元本をみな払わなければならないわけです。それが相当ふえてきておる。通産省の三十五年度のあれを見ますと、ロイアルティその他のいわゆる支払いの分全部を入れますと、一億九千五百三十七万四千ドルというふうになっております。おそらくこれは今の状況でいけば、ことしのうちに二億五千万ないしはそれ近くになるのではないかと思う。そうするとある程度、三億や三億五千万の金を入れても、今度は利子払いやロイアルティ払いに追われるという恰好になつて、特需はなくなるは、ICAは、これもだんだん細る一点張りだ、そして、借金ばかりふえて、結局入れたときは当分いいかもしません、企業自

体としてはいいかもしない。しかし、それながら、国際収支全体のバランスをとるという点になりますと、貿易がこれをカバーするほどどんどん伸びていけばよろしゅうございます。しかし、それが今非常に問題になっているときであります。しかも、こういうようなロイヤルティや利子払いは、これは待つてくれといふわけにはいかないでしよう。こういう点も一つ十分お考えをおいて、御検討いただきたいと思うのであります。

なんどん原材料をよけい入れていかな
ちゃならぬ。作ったものが国内でう
くはければいいが、これがなかなか
けない。国内においてはかすのには
重化学工業が重点である限り、やは
く設備投資をどんどんやっていくより
か手はない。外国へ出すにはなかなか
簡単には出ない。こういうことにな
たら、今でさえ外貨が非常にあやふ
になってきた際に、将来はにつち
さつちもいかぬで、結局は操短だ何
といって、そのしわ寄せは労働者な
あるいは中小企業者に、今より激し
形でくる、その時期はそう遠くない。
いうふうに私は思うであります。こ
ういう点については、政府は案外今す
で楽観し過ぎているというふうに私は
思うのですが、この点どうです。

○佐藤国務大臣 楽観はしております
ん。設備投資の過大と申しますが、生
産の需給は一応にらんであるわけでは
ります。ことに最近は、御承知の通り
近代化なり老朽施設の交代といふもの
もござりますから、新しく今設備投資
をしたもののが、全部が全部生産力の増
加、かよううに考える筋のものでもなか
い。一部は、老朽したものを取りかか
たというものもござります。一番大事
なことは、生産過剰が起こらないようよ
ることであります。また同時に、
基本的には、日本などのように外國な
ら原材料を買わなければならぬ、お
た設備投資も、いろいろなものを買
いますが、原材料その他外國から輸入人
るその代金は、必ず輸出で支払う。こ
れは基本的な問題で、日本の経済は當
然そこになければならないのです。ば
から貿易の問題では、そなたくさん
の輸出が必要だと私は申しませんが、
最小限度輸入代金だけは輸出代金で

ている。こういう状況であります。借りたいところはずいぶんある。日本が借りないと言え、特別な款を設けてでも、低開発国その他に貸して貰うことはけっこうです。とにかくアメリカ自身に対して一番強いは何かというと、日本商品を買つて、買ってくれなければ、おれの方に君の方から買わないと言つたことがあります。そつて一番強いということです。そういうことが言えるか言えないか、たゞいまの状況では、遺憾ながらそういうことはなかなか言えない。そういうところに問題があるのです。これが、ういう肩を怒らした話を日米間でしても、そこはお互いに認識を改めれば、そう肩を怒らさぬでも済むのじないか、実はこういうことを申し上げたく、またそういうことを申し上げる次第でござります。

に比べて一・一・七%の増になつております。それから輸入の方はといいますと、上期は二十五億七千万ドルで、そして三二・六%の増になつてゐる。ところが下期はこれを二十三億九千万ドルに減らしていこう。これは一八・七%で、三二・六%のちょうど半分にしよう。だから簡単に言いますと、この数字だけで比較はできませんけれども、要するに輸入の方は、伸び率からいうと、下期におきましては、上期の約半分に落としていこう、それから輸出の方は、下期の方は倍に伸ばしていく、こういうふうにとつていいと思いますのであります。これをやりまして、なおかつ全体の収支をやると、六億何がしの赤字になる、こういう計算であります。問題は、上期はなるほど予想通りにいったということであります。それはしかし修正したから、七月ごろに作った数字ですから、大体において合うのは当然であります。しかも当初の計画からいえば、いずれも相当地後退をしたり金額が狂つておるわけであります。外貨それ自身にしましても、べらぼうな大きな狂いがきておるわけです。そこで問題は下期であります。下期にはたして、政府が企画庁の計画でやつているようにうまくいくかというと、私はむずかしいと思う。というのは、まず輸入の削減ですが、これはうまくいかかうと、政府のいわゆる下期の外貨予算を見ますと、上期は生産が、御承知の通り、その前期に比べまして二二・一%ですか、ふえているわけですね。これをとたんに、上期に比べて下期は鉄工業生産を五・九%落とすという計画が土台になつております。三二・何がしみえ

るう、こういうことだらうと思うのではす。これは全部そうだらうと思うのではす。そういうことが、要するにプラス要因として政府がこれを期待されている根本だらうと思う。しかしこの一つ一つについて検討してみますと、かなりあります。あぶないものばかりだ。あぶないものばかりで、おそらくこの通りいかないといふ見通しの方が大きいと私は思ふ。こういう点について佐藤さんはどう思つておられるのか。そういうところから出てくる下期におきます、上期の末の外貨収支は、御承知の通り十六億一千万ドル。この内容も洗つてみればあぶないものです。ほんとうのネットとしては、実際には六億一千万ドルくらいしかない。そうすると、三十二年度の四億とどれだけ違があるかということになれば、ネットとして考えた場合に、そんなに余裕はないでしょ。これがさらに下期になって悪くなるということは、私は必然考えなければならないところだと思う。総理は、そんなことがあつたって、それはIMFから借りればいい、なるほど三億ドルは借りられましょ。さらに政府の方では、アメリカの民間銀行三行から、大体二億ドルの借款をするという計画をしておる。五億ドルあれば、一応正面の金繰りはできますよ。しかし借金は残つたままでついていくということにならざるを得ない。そうなつてくれば、よく首相の言われる、心配しながら心配しなくていいと言ふますが、現にユーロ・ドラーあたりの国は、みんな日本はうんと信用動きをしているじゃないですか。そ

れからユーチューンスの決済問題にしましても、必ずしもこれから先はプラス要因とは考えられない。こういう点では先々大きな心配がある。これは産業人として、特に金融マン等、日銀等が心配するのは当然だと思う。政府としてはこの下期の見通しさえ非常に甘くて、しかもこの機会にうまくやつておかないと予算編成があまくいかないとか、あるいはなんとかいうことになるとだらうと思います。そういう政治的な要因から問題を特に甘く見てゐるじやないか。これは私どもとすれば納得がいかない。この点については佐藤さんお一人の責任じやありませんが、少なくとも国際収支なり国内の景気その他貿易に一番大きな責任を負つておられる佐藤さんとしては、以上の点についての御見解はどうなんですか。この点は藤山さんにもお聞きしておきます。

いくだらう。こういうことがいわれたりましたように、自問自答していらっしゃるようだに、私どもも同じようく考えておりますけれども、もう一つ違うと思ひます点は在庫についての見方であります。今日まで、在庫はほとんど横ばいの状況で推移しておる、かよう申しましたが、現実にはある程度の輸入増がござります。現在の状況から見ますと、在庫は、ことに原材料の面では少しはゆとりを持っておるようだと思ひます。これは自由化した結果だと思います。一例をとつて申すならば、鉄鋼、くず鉄などは大体年間三百万トン余になるが、上期にその三分の一二近い四百万トン近く入っております。そういうことを考えますと、在庫の繰り延ばしというものは必ず可能だろうということを実は考えます。問題です。そういうことを考えますと、今いわれます数字の勝負は、結局年が明けて一二三月にどういうような輸入の状況になるか、ここにかかるいくんじやないかと思ひます。今日までとりまして国内の設備投資の抑制なり、輸出振興なりあるいは輸入抑制なりは、おそらく一一三月には出てくるだろうということを実は期待しておるわけであります。またそれが出来ないようだと、今までとりました諸政策が効果が上がらないということにも実はなるんじゃないか、かのように思つておりますて、ただいまおあげになりましたように、自問自答していらっしゃるようだに、私どもも同じようく考
えますけれども、もう一つ違うと思ひます点は在庫についての見方であります。今日まで、在庫はほとんど横ばいの状況で推移しておる、かよう申しましたが、現実にはある程度の輸入増がござります。現在の状況から見ますと、在庫は、ことに原材料の面では少しはゆとりを持っておるようだと思ひます。これは自由化した結果だと思います。一例をとつて申すならば、鉄鋼、くず鉄などは大体年間三百万トン余になるが、上期にその三分の一二近い四百万トン近く入っております。そういうことを考えますと、在庫の繰り延ばしというものは必ず可能だろうということを実は考えます。問題です。そういうことを考えますと、今いわれます数字の勝負は、結局年が明けて一二三月にどういうような輸入の状況になるか、ここにかかるいくんじやないかと思ひます。今日までとりまして国内の設備投資の抑制なり、輸出振興なりあるいは輸入抑制なりは、おそらく一一三月には出てくるだろうといふことを実は期待しておるわけであります。またそれが出来ないようだと、今までとりました諸政策が効果が上がらないということにも実はなるんじゃないか、かのように思つておりますて、ただいまおあげになりましたように、自問自答していらっしゃるようだに、私どもも同じようく考

ら見られます、が、政府としては、年が明けてからの一ヶ月は、おそらく輸入も落ちついてくるんじやないかといふ見通しもし、輸出の面も、上期は本來なら伸びない輸出でござりますけれども、これは、今の輸出振興策もその辺になれば効果が順次上がつてくる、こういふ見方を実はしておるのでございます。これは、企画庁長官から数字等は御説明願います。

○藤山国務大臣 将来の見通しを作ります場合に、当然慎重にいたさなければならぬことは申すまでもございませんし、お話しのように予算編成にござしかした数字を作れば、あとでもってたたりがくるということは当然なのでござりますから、私としてはそういうことのないように十分配慮してやつて参つもりでござります。御承知の通り、先般政府は総合的な対策を立てました。ただいま通産大臣が貿易面について言わされたように、私ども現状から見ると考えております。従つてこれらの総合対策がほんとうにきいて参ります来年の年初以降の動向といふことが大きな影響だと思います。もちろん年末までもきいてくることは当然だと思います。しかしそのきき方がはたしてどの程度にきいてくるかということは、あまり過大な評価はできないと思ひますけれども、これだけの相当きつい総合対策を立てたことでござりますので、まず今日の場合、その程度の暫定の中間見積りとしては適当ではないか、こう思つておるわけでござります。

○久保田(豊)委員 実はもう少し突っ込んでいろいろお話ししたいのですが、時間がないからもう一点だけお聞きします。

それは今年の下期の見通しに連関しまして来年度の見通しであります。これについて、この間の長官のお話では、おそらく十一月の二十日過ぎくらいには発表するということですから、この時期の追及はいたしませんが、今年の下期の見通しと、来年度を通じて見通しにつきまして、実は一番心配になる点が三つあると思うのであります。一つは総理も言っておられるが、五名としても自民党としての公約は果たせるのだが、それじゃデフレになるから、それよりもっと高くする、それじゃどれだけにするかということはまだわからない、こういうことです。しかし、私どもが新聞その他で漏れ承るところによりますと、通産省も企画庁もすでに来年度の見通しについての計算を始めておられる。また始めておらなければ間に合うはずがありません。それらを仄聞すると、大体七・一ないし七・二というものが国民総生産の伸び率というふうに推測されるわけです。これは経済の成長を、あるいはストップ一ウムをなだらかにするという点では非常にけっこうな数字ではないかと思うのであります。しかし、この場合に輸出入関係はどうなるかということを、私はもう少し真剣にお考へいただきたい。私どもの推算でよくわかりませんけれども、少なくとも七・一ないし七・二ということになれば、来年度の輸出は本年度に比べてなお一八%以上ふえなければならぬはずであります。それから輸入は本年度の一〇%増くらいいの

程度に押さえなければ、これは国際收支の均衡はとれないはずであります。この場合の年間の赤字が三億になるやうやら、まだ私にははつきりしたそろばんが出ませんが、そうなる。それが今のお話では、輸出の方は一・三ごろになると、いろいろ政府の考えられたことが効果を出して伸び出してくれ、それから輸入は、少し原材料の入っているのがあるから、それを食い延ばしていくければそんなに来年はあえないというのですが、生産力がどんどんふえるのですから、私はそんなことでは追いつかないと思う。その点で、来年のある時期になりますと、借金をしてもそれを食いつぶして外貨の赤が大きくなつて、第二段の、もつとひどいスローダウン政策をとらざるを得ない時期がくるのではないか。特に自民党内の政治的要因を考えれば——これはわれわれも同じですけれども、七月の参議院選挙には勝ちたい。やはり総理としては七月の選挙に勝つて、もう一度総裁になりたいというあれがありますから、それは当然のことであります。ですから、それまではいいかげんに甘ちぢろいことを言って甘く甘くやって、それからあとになつたらがたんとやるよりほかに方法はない。池田さんはその方の名人ですから、うらましいことを言ったって信用しませんよ、何回もそれをやっているのですから。これは私のしろうと論ではなくて、財界や日銀、その他の方面で非常にこの点を心配しているわけです。ですから、私はこの点で政府は三つの点について考え方直してもらいたいと思

その一点は何かといいますと、池田さんが総理になって所得倍増論が期待されているが、その基本の理論になつてゐるのは御承知の通り下村理論です。そればかりでありますまいが、大体下村さんの言うことを聞いて、企画庁の言うことを聞かないというのが池田さんの今までのやり方です。ところがあの下村理論というのは、今ここで詳しくどうこう言うつもりはありませんが、簡単に結論を言えば、輸出というものを非常に軽視していると私は思う。輸出は要するに国内の総生産なり国民経済を伸ばすための手段としてだけしか考えておらない。従つてこの伸びは国内生産が順調に伸びる場合はもう一〇%程度を維持しておればいいのだ、こういう簡単な理論です。問題のは、あくまでも国内の消費なり何なりだということでありまして、こういう単純な理論では日本の経済全体はもう割り切れない。その失敗が今度の失敗になつたわけです。ですから私は、日本経済全体の中に置かれた輸出の地位について、内閣全体が根本から反省することが必要だ、しかも現在の輸出だけではなくて、もとと国民経済全体と結びついた構造的な面までしっかり考え方直さなければだめだと思う。これなべくしては、いかに借金で来年一年食い延ばしをしてみたところで、その次の段階にもうひとつひどいことがくる。この点を私は来年度の見通しを立てられる機会に徹底的に反省をしてもらいたい。この反省のないところに七・二だの七・一だの、ほかの点の基礎的な条件の変更なくしてそういう安易な数字が出てくると思う。ですから私はこの点を強くお二人にお願いをするわけ

す。これについての御見解を聞きたいと思う。

もう一つは輸出の母体といいますか、輸出をふやしていく一番大きな要因は、国内のいろいろの要因もありますけれども、何といっても今のところ政府の考え方とは、アメリカなりヨーロッパなりの景気が回復するから日本の輸出は伸びていくだらうという従来と同じような安易な考え方があるのじゃないか。しかし今国際経済も大きな曲がりかどに来ているのじゃないかと私は思う。はっきりはわかりませんが、その要諦はどこにあるかというと、国際的に見て少なくとも資本主義世界においては、大きく見て生産力と消費力のアンバランスがある程度の限界に来て、いわゆる生産過剰状況というものが顕在すると潜在するにかかわらず大きくなりつつあるというのが事実であります。しかもこれが御承知の通り、私どもの言葉で言うと帝国主義的な市場競争という形になつて現われて参ってきております。従つて景気、不景気の動向だけで、各国の輸入や輸出がふえたりするという状況ではない。その以前にいわゆるアンバランスが出てきて、国際通貨の不均衡という問題が非常に大きな要因になつてゐる。ですからもう景気、不景気の動向だけで決定するような経済状態ではないということです。従つてそれと結びついた世界の政治情勢によって、少なくとも貿易面につきましても政策的な要因というものがこれから非常に強く働くとともにこれから輸出の問題を考えなくてはならない。

は絶対必要なことだと思います。それから第二の点についての景気論でございますが、もちろんだいまは単純な経済景気論では終始しておらぬと思います。やはり政治的な政策論でございますが、もちろんだいまはその一番典型的なものは低開発国の開發の問題でございます。この低開発国を開発のために資金を投入するということと、これは低開発国の生活水準を高め、同時にそのことが国際消費を刺激するということだと思います。だからいわゆる国際景気動向に左右されるることはもちろんでございますけれども、そういう意味の政策的な産業開発計画

振りとしない日本は人との貿易を行つたいたいということを実は主張いたしておりますので、やはり輸入を輸出でまかうという面から見ると、ただいまあまり多くは期待できない。この間ミコヤン副首相が来た際にいろいろ話をしましたが、なかなか思うようには参りません。ことに中共貿易はただいまのところはけたはずれになつております。せめて第四次民間協定当時のような片道一億ドル近く、あのときは九千八百万ドルになつておりますが、一億ドルにでもなればこれは大へんしあわせだと思いますけれども、多少でも貿易拡大をされば国内消費により以上効果があるだろうと思ひますから、

○早稻田委員長 加藤清二君。
○加藤(清)委員 本日はただいま審議
中の輸取法を上げるお約束になつてお
ります。また低開発関係の法案も參議
院へ回さなければならぬ時期が差し
迫つておるわけでござります。そこで私
は委員長とのお約束を完全に遂行する
が、心配をしておる。それだけ一つづけ
加えておきます。とにかく經濟は經濟
だけでと云ふが、最終的にはやはりた
だいま申すように政策的なものの関連
のあること、これは御指摘の通りでござ
ります。

す伺いたいところでござります。
御承知の通り四八双系千二百一、三
十円程度ではすでに採算割れござい
ます。この結果は中小企業は原料高の
製品安、原料を貰うときには高いも
のを買わされて、売る時期になつたら
大へん安い値ざめをしなければならぬ
というので、これは倒産が続出するこ
とと思ひます。いわんやこの政府の經
済諸施策によるところの金融引き締め
は、中小企業にも容赦なく参ります。
この原因が過剰投資である、過剰投資
のゆえにかかる政策引き締めをしてなけ
ればならぬという話であります。とこ
ろが織維関係はこのたびの過剰投資に
は参加していないわけなんです。罪を

る時期は過ぎている。この点は私はし
ろうと論でよくわかりませんが、どう
もそういう感じがいたします。こうい
う点については十分なスタッフを持つ
てある経済企画庁等においても通産省
等におきましても、いわゆる業界の常
識論やあるいは業界の経験論だけでは
なく、資本主義経済世界経済全体の底
に動いておる新しい方向が何かということ
をしつかりつかまえて、その上に
立った基本的な輸出政策なり、それに
合ったところの産業構造の合理化なり
をやっていく段階に来ているのではないか
という点であります。これは非常
にしろうと論で抽象論であります。こ
れをもう一度この機会に、来年までに
間に合うかどうかわかりませんけれど
も、これは保守であろうと革新であろ
うとの点は課題として、日本の経済
施策の基本として考えなければならぬ
段階に來っているというふうに思います
が、これについての御見解を一つお伺
いたしたい、こう思うのであります。

へん失礼な言い方をして恐縮でござりますが、私先ほど申しますように、何としても輸入の支払いは輸出によってまかなく。これは絶対だと先ほどしましたが、その点とおそらく同じ議論じやないかと思いますので、私第一点については申し上げる必要はないだろうと思います。これはどういふところから指摘されてもその通りだと思ひます。ただ下村理論をそのまま進めるとすれば、消費は国内消費にとどめられない国際消費の水準でものを考えてもいく、こうしたことだらうと思う。だからこれは少し牽強付会の議論になりますので、やはり輸出ということはその意味で非常に大事だ。これははじめてこの国でもそれをやっておるのであります。外貨の事情というものは輸出にもう少し重点を置かなければならぬ。少なくとも輸入を支払うその力は输出、そこからもつたのです。

は至るところに進められる。これは私どももそういうことを考えていくつもりであります。ただ、いわゆる一般の景気が上向いてきますと、低開発国の開発にいたしましても非常に積極性を持つてくる。これが見のがし得ない点でありますから、国際景気と全然別だとはなかなか言えまい。どんな政策をやるにいたしましても、政策の力といふものがそこに出でてくるのだと思います。そういうことを考えて参りまして、あるいは久保田さんはそこまでのお話をございませんが、東西両陣営の対立のさなかにおいて、自由陣営だけでは貿易拡大をしても意味ないじゃないかといふことも指摘されたいのだろうと思ひますが、私どもはこの貿易の面においては、共産主義諸国とも貿易を拡大することにおいて絶対やさかでございません。これは進めて参りたいつもりでございます。しかし共産圏におきましても対日貿易の関係においては、貿易の大体同等というか、対日貿易

ために、お約束した時間内に質問を
二、三いたしたいと思います。
そこで大臣にお願いしたいのでござ
いますが、大臣の答弁を承つておりますか
すと、大臣の頭のよさということがよく
くわかりました。そこで今度は一つ簡
潔に、私も簡潔に質問いたしますか
ら、簡潔にお答えをいただいて、頭の
よさでなくして、腹があるかないかとい
うところをお示し願いたい。

第一点。株価がどんどん値下がりし
てある。そこへもつてきて系値がまた
ぐんぐん下がって参りました。大へん
なことでございます。これで輸取法が
行なわれたからというので、はたして
糸への輸出の目標は所得倍増計画に
うたわれている通りのことが実行でき
るのでございましょうか。これについ
てすでに大蔵省では、株の値下がり対
策が行なわれたようでございます。通
産省、経企庁におきましてはこの糸へ
んの値下がりに対し、はたしていか
なる対策をお持ちでございますか、ま

六

作っていないわけなんです。罪を作っていないものが罰だけを一樣に受けて倒産しなければならぬという問題については、これは黙視できない問題でござります。それは椎名さんや迫水さんはこのことをさきの国会で指摘いたしましたおりに、いや大丈夫でござるとなおしゃった。あの人たちはやめて行く先があるからけつこうであります。しかし中小企業はやめて行く先はございません。行く先は首つりです。どうしてくれますか。

○佐藤国務大臣 事柄が事柄ですから、あまり簡単にお答えてもいかぬかと思いますが、簡単に結論を申し上げます。ただいまの市場の動きは私も十分注意しております。これは大へん心配な状況であります。こういうような状況では、せっかく輸出だと申しますても輸出振興の実が上がらない。だからこれは一日も早く安定させることができます。必ずその手を打ちます。これだけお答えします。

○加藤(清)委員 同じ質問を経企庁の長官に。迫水さんとどう違うか。

○藤山国務大臣 稲価の安定策につきましては、通産大臣を信頼いたしております。

○加藤(清)委員 通産、経企両々相待って、一つぜひこの急場と申し上げますよりも、さきの政府がお作りになつたしわをこの際取り除いていただきたい、こう思うわけでござります。

もう一つ、具体的に輸取法が行なわれましても、私はこのままでは輸出振興ははかりがたいと思うのでござります。その理由を申し上げますならば、繊維の関係はすでに行なわれておりますが、繊維設備制限法によつてたゞいま

も設備がなお制限されているのでござります。縮において一五%，毛において三〇%，ス�において二二一%。ところが問題は、貿易の自由化の繰り上げ政策によりまして、原綿、原毛がすでに自由化されたという事実であります。設備は制限されているのでござります。ところが材料だけはあんだんに買うことができるようになつたのでございまます。通路は閉じられて、水上の水はどんどん流れ、こういう勘定でござります。はたしてこの状態がどれだけ結構でございましょう。今日の織維設備限は、はたして輸出に貢献するお考えでございましょうか。この点についてぜひ承りたい。

され、なお幽霊があつたのでござります。今この制限を生かすための何物がございましょう。材料は自由でござります。どうしてこの制限が保てるでございましょうか。されば、正直者はますますばかるを見るという結果に相なるのでござります。これを一休どう処置していただけますのか。特に私どもきょうは通すことにやぶさかでございませんから、行なわれるでございましょう。ところが妙なことに、私どもきょうは通すことにやぶさかでございませんから、行なわれるでございましょう。そんな國がはたしてよその國にあるでございましょうか。もう一つ、綿、毛の設備においでは、御承知の通り過剰であったかもしません。しかし合成纖維に至っては、これは朝日の産業、これから伸ばさなければならぬ産業です。これに同じような制限ワクを引っかけられるといふ意味が、私にはわからないのでござります。なるほど届出制であるとか合議制であるとかおっしゃるかもしれませんが、そのことによつて増設される設備は、こま切れになるのでござります。このこま切れによつて行なわれる設備が、はたして世界の合成纖維に伍していくことができるでございましょうか。御承知の通り合成纖維は膨大な設備をもつて、これに臨まなければ太刀打ちができないのが今の世界の現状でございます。イタリアしかり、アメリカしかり、イギリスしかりでございます。そういうやさきにあたつて、この法律にこだわつて伸び

○佐藤國務大臣 ただいまもいろいろお話をございましたが、今まで紡績の面でいろいろ指導しておるというか、糸の供給で織物ができるわけでございまさら、いわゆる効績が中心に考えられる。そうしてこの前、織物業者の方は一応過剰生産だということで、機械の買い取りました、そういう苦い経験がございますから、そういう意味で業界についての特別な指導等をいたしております。しかしたゞいま加藤さんが御指摘のように、その後、法網をくぐってという言葉が適當かどうかわかりませんが、だんだん織機がふえておるのじゃないか、こういうことが指導されております。これはもちろん今後の指導の問題として私どもも注意するつもりでございます。これが一点。もう一つの点は、合纖についてこれを指導しろというお話をございます。これも御主張はよくわかりますが、やはり纖維関係の代替的な性格も相当あるのでござりますから、そういう意味で純綿、化纖、合纖というものの連携を相互にする必要がある。この点はそういう意味で私どもは指導しておる、かのように御了解いただきたいと思います。

五万円とか、あるいは一錘について二万五千円とかいう権利金の授受が行なわれているのでございます。こういう状況においてはたして世界の自由国と競争ができるでございましょうか。この権利金は設備投資の設備資金よりもっと高価に値するわけでございます。今日どんな高い紡績でも一錘二万円。ところが権利金が三万円ということになりますと、設備に要るところの資金よりも、権利を買うために必要な資金の方が上回るという格好になる、こんなばかりたことが許されてしまうべきでございましょうか。これは事実でございます、お調べいただければけつこうです。

次に、もう一つ私は引き続いてお尋ねせんければならぬことは、こういう状況を放置されておくのか、このままの姿で四十年まで延ばそうとなさるのか、その意味が私にはわからないのでござりますから、四十年まで延ばそうとおっしゃるならば、一つここでぜひその根拠をはっきりしていただきたいと思う。

○佐藤国務大臣 先ほど申し上げましたのは、紡績の方でなくて織機が自然にふえたという話をしたのですが、紡績の方、糸の方の輸出について、ただいまのようなお話しがあったかどうか私存じ上げませんので、事務当局から答えさせたいと思います。同時にまたその措置法の扱い方なども事務当局から答えさせます。

○松村説明員 ただいま御質問の臨時措置法の問題でございますが、御指摘の権利金と申しますのは、結局全体の設備の新增設が制限されておりますので、現在の法律に基づきまして、法律

の施行中に織維の部門別に若干の出入りがございまして、結局余っておるところと足りないところとあるわけでございますが、たとえば合織部門のようなどころに足りないままで新設を認めますと、全体といたしまして余っておるところと新しく足したところと合わせまして、設備全体がますます過剰になる。そういう意味で新設をいたしましたときには余っております方から移してやる、そういう場合に御指摘のような権利金というものが発生することもあるわけでございまして、これは困った現象でござりますので、できる限りそういう権利金というようなものを低くいたしますように、場合によって団体が間に入りまして、あまり高い権利金の要求がないようなどいふうことのあっせんをやってもらうことを、現在やつておるわけでございます。

それから、結局そういうことは御指摘のような臨時措置法のございます結果でございますが、御承知のように措置法は現在昭和四十年までの時限法になつておるわけでございまして、これにつきましてだんだんひずみが出て参ります場合には、四十年を待たず途中に改正をするという必要も出てくると思うわけでございますが、その点につきまして、措置法に基づいて見ておられます審議会がございますので、その審議会の総合部会で改正の問題を近く登録機の件、これを先ほどの答

弁では譲渡を認められたような答弁ですが、それに対してもたはなるべく金額は安いように指導したい、そうするに譲渡するという、そういう権利を売買することになるのですが、それは法律で上どういうことになりますか、譲渡が認められる権利でしょうか。

○松村説明員 たとえば現在織機の例で申し上げますと、タオルの織機が、全体でタオルの生産が足りないということで、タオルの織機の増設を、先般これは中小企業の安定審議会で御審議をいただきてきめたわけでございまが、そうした場合にタオルの織機の増設だけを認めますと、タオルの織機だと称しまして、普通の綿織物の織機が実際にできてしまふわけでございます。そういう意味でタオルの織機を増設を認めます場合に、普通の綿織機あるいは人絹織機、絹織機そういう方でまだかなり余つておつて、実際には動かしておりませんが権利として持つておる、そういうところがござりますので、そういう余つておる人から織機の登録を譲つてもらう、そういうことになるのであります。そうした場合にそれがどういう財産権であるかというお尋ねだと思いますが、これはもちろん法律でそういうことが認められることになるのであります。そうした場合問題としてそういう権利を譲るという場合に、余つておる織機を、動かしておりませんが、一応持つておればいつかは動かすことができるかもしけない、それをやめて足りない方のタオル

ならタオルに譲り渡す、という場合に、持つておる方は当然何かの報酬を要求する、ということが実際に行なわれるわけでございますので、それをいわゆる権利金と、いうふうに言われるわけでござります。そうした場合に非常に高い額を要求する、ということになりますと困りますので、その場合に団体が間に入りまして、あまり法外な権利金を要求してもらわないようにして、こうことを、余つておる機械を持っておる人へ話ををしてもらひ、そういうことをやつておるわけでございます。実際にそういった意味で、これは外に出た値段ではございませんけれども、ある程度金銭の授受が行なわれておるわけでございまして、それをどういう権利か、どういう価格かというお尋ねですが、これはただ実際の授受が行なわれて、こういう意味でございます。

たのは、実際に織機の例で申しますと、織機をそのまま譲つてもらっても、その通りすぐには使える場合とそれをこわしまして新しいものにしなければいけない場合とあるわけでございましょうから、そういう場合に実際に新設した方の人は、新しい紡機の値段と一緒にプラス若干の金をどうしても払うことになる、こういう意味でございます。

す。今の大臣ならばよくおわかりのことだと思いますが、運輸関係のペテランでいらっしゃるから、ハイヤー、タクシーのそういう権利を、売買、譲渡を表向きに許しているかいないかが、その他の状況をお調べになれば、結論は簡単なんですね。ぜひ一つその通産大臣の英断——だから私は腹のあるところを聞きたいと、最初に前置きしたわけでございます。

次に問題となります点は、政府の輸入計画の繰り上げは、やがて織維製品の輸入をも早く招来することに相なつたようございます。つまり輸入織維製品、これが自由になるわけござります。これに対し、政府は一体どのような施策で臨んでいらっしゃるかということを承りたい。私が今まで知つておる範囲でございますと、関税障壁を設けるということを、この四月の国會で行なわれました。はたしてそれだけでもって、施策としてはよろしいのであるうかということをございます。

今日のこの織維の生産態勢を見ますと、まん中の生産手段だけが制限されてしまう。しばられておる。材料の方は自由でございます。また、今度製品の方も自由に入ってくるわけでございます。まるで、この経済はヒヨウターン経済でございます。ぜひ一つヒヨウターンからこまなど出していただきたい。

○佐藤国務大臣　今の御意見ですが、ちょっとお尋ねの点がよくわからないのですけれども、紡綿の場合ですと、国際競争力は十分であると、実は私も考えております。それからものによりましては、まだまだ国際競争力のないものが大へんにございます。そういうことで、それぞれ仕分けして対策を

立てていかなければなりません。従いまして、緊急關稅というものが、その場合に問題になるわけでございます。

そういう点が事務的に順次整備されて参る、かよう私理解しております。

し、今外国品が入ってきて、国内織維に非常な脅威を与える、かような心配は、總体としては実はいたしておらないといふのが私どもの現状でございま

す。

○加藤(清)委員 しかしこの四月に、あの關稅を引き上げたいという希望をお出しになりましたときに、一番打撃を大きくこうむるのは紡毛関係であ

る、こういう御意見でございまして。従って、これに対して従量税、従價税を併課されたわけであります。高

さは六五%、平均三八%という關稅に相なり、この結果は、イギリスからも抗議を受け、それに対する施策を行なわれたはずでございます。ところが、こ

とに問題となる点は、もし、しかくさ

よであるとするならば、政府のおっしゃる通りに、紡毛製品が打撃を受け

る、これが日本の紡毛業界の立場からいへば、安心でもなければ、ま

たおそらくやられるだらうと思う。

コストの点において、柄の点におい

て……そこで私が訴えたいのは、日本

の織維製品に対しても、日本政府は

品質表示を要求いたしております。ど

ういう法律がござります。輸入毛製

品、輸入織維製品に対しても、この法律を適用する用意があるかないか。

○松村説明員 御質問の品質表示法によりまして、織維製品の関係の品質を表

示いたす、あるいは表示させることが

できるということになつておりまし

て、これは輸入品についても同じこと

でございますが、今加藤先生の御指摘

は、特に輸入品について、輸入品であ

ることを示すようにしろ、こういう御

趣旨でございましょうが、これは組成

を示す、何ができるかということ

を表示するということになつております

ので……。

○加藤(清)委員 これは、今突然織維

局長にそんなことを言うても、答弁に困られると思う。だから大臣によく訴えて、あとでけっこうですか、よく御検討を願いたい、そういう意味で申し上げております。と申し上げます

のは、日本の織維製品は全部品質を表

示せねければならぬことに相なつてお

ります。ところで問題は、自由化にな

りますと、イタリアのものを日本にす

いぶん輸入されてくる。このために、

多くの關稅障壁を設けられた。しか

し、それでもなお日本の紡毛業界の立

場からいへば、安心でもなければ、ま

たおそらくやられるだらうと思う。

最後に申し上げておきたいのは、そ

ういう法律があるのだから、これもあ

わせてやついただきたい。つまり、

織維製品を輸入しなければならぬと

おっしゃるならば、これもやむを得ぬ

でしよう。しかし自由化にあたつて

は、できる限りきめこまかい検討を

なさって、自由化は輸入の自由化にと

どまらず、やがて輸出の自由化に持つ

ていいついたゞくようにしていただき

たい。それが私の念願です。

最後に申し上げておきたいのは、そ

ういう法律も自由化された、製

品も自由化された、まん中の生産部門

だけが輸出に関するまで制限されてい

る、こういう間違った、アンバランス

な産業構造において、なおやり得る問

題がある。それをぜひ――その格好

でヒヨウタン経済でいくといふなら、

だけが輸出に関するまで制限されてい

る、こういう間違った、アンバランス

な産業構造において、なおやり得る問

題がある。それをぜひ――その格好

こうでござりますから、簡単に一つ。
○佐藤國務大臣 先ほど申しますよ
うに、私実案を持っておりますが、そ
の案は当委員会で御説明する筋ではな
いと思います。これは一つ私の方にお
まかせをいただきたいと思います。
○田中(武)委員 まかせとおっしゃる
からおまかせいたしますが、そういう
ような電報がどんどん来ている。こ
れは何をかいわんやで、私の方へ何で
言つてきたのか、大臣にもっと打てと
言いたいようなことなので、それを申
し上げておきます。

ようです。それを何か聞いてみると百九十万個で自主調整をする、こういうことになつてゐるようですが、その主調整が実は零細な業者にしわ寄せされられており、そのためにもう食べていいことないというような事態が起つてゐるという事実。なお、このグローブとミットのことに関連いたしまして、われわれ先日アメリカへ行つたときいろいろ話をしたわけなんです。欧州各国、その他で、アメリカはもちろん、ジエトロが輸出振興のために努力をしておられるることは大へんけつこうだと思います。しかし、ニューヨークに駒村というなまいきなおやじがありまして、よく聞いてみるとこれはジエトロの日本人顧問、こういうことになつておるようですが、そのことについて、ここにおられる岡本委員と若干の議論調査があつたわけです。私それを聞いておりまして感じましたことは、駒村氏の言わんとするところは、私は顧問である、顧問といふものは相談を受けて初めて動くのだ、こういう感覚の上でものを言っておられる。なるほど顧問制度はどういうものかといえば、相談を受けたときに意見を述べる、これが顧問制度だと思うが、彼は、こういう問題について申しましたところ、おれはそんな話は聞いていない、あるいは、おれは部下は持たないというようなことを言っておりました。これは、文字通り顧問とはジエトロから相談があつたときに動くのだ、こういう上に立ての発言であつて、こういう消極的な男は困る。同時に、同じアメリカの顧問としてデューイといふ人がおりますが、この人は一体何をしたか、こういうことを聞いたときに、こうこうこう

いう輸出のときに役立ったというどうするべきやりの回答ができなかつた。なるほど顧問といふようなものの存在についてはこのときにこう役立つたということはないかもしませんが、考えてみますと、顧問的存在はあくまで消極的な態度である、こうしたことしか言えないと。デューイのときは、十万ドルか何か払つておる。従つて、この顧問があれだけの値打を發揮するよう、もつと積極的に動いてもらうよう、一つそろいうような対策を立ててもらいたい、そういうことを申し上げておきまます。

まだあるのですが、皆さん大いぶお待ちのようですから、この程度にしておきます。

○佐藤國務大臣 この法律は、私も、ぜひとも早く成立させていただきたいと心からお願ひをいたしております。これは、前国会に提案いたしました。皆様方の御意向を聞いて、そうして所要の修正を加えた法律案でござります。もちろんこれが成立を見た暁において、法律も運用その人を得なければなりません、大へんな結果になることだと想います。御指摘のような点について私は十分注意して参るつもりでございます。また、運用の途上等においていろいろお気づきの点がございましたら必ず御批判もあることだと思います。

そういう点も、今後私どもの運用の面から、また法のあり方等について、十分尊重して参りたい、かように思います。

また、顧問の問題についてのお話が出ております。これはいろいろ問題があるやに伺いますけれども、大体顧問

というものは日常の仕事はあまりしないものでございまして、顧問がしょっちゅう働かなくてはならないようになりますと、それはまた……。非常に大きな問題の場合に役立たすというのが、あれを作りましたときの当初の目的であります。おそらく直接に顧問の御厄介にならなくとも済むかもしない、しかしながら、大きな問題にぶつかった際に一つ役立たせようじやないか、最初からそういう意味で作ったデューイ、駒村のコンビであります。従いまして、日常の問題について、どうもかゆいところに手が届かない、こういうおしゃりもございましたが、私も参りました際にそういう感じがし、デューイに直接注文をついたこともあります。そういう点もございますので、今後なお気をつけたい、そういう趣旨でございますから、大筋は御了承願いたいと思います。

○佐藤國務大臣 承知いたしました。

○早稻田委員長 お詫びをいたしました。

○早稻田委員長 お詫びをいたしました。

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。本案に対する質疑は終局いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。本案に対する質疑は終局いたしました。

○早稻田委員長 引き続き本案を討論に付したいと思います。

討論の申し出がありませんので、直ちに本案を採決いたしたいと存じますが、御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。

本案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稻田委員長 起立総員。よって、

本案は原案通り可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。さよう決しました。

○早稻田委員長 次に、低開発地域工業開発促進法案を議題といたします。

低開発地域工業開発促進法案

(目的)

第一条 この法律は、低開発地域における工業の開発を促進することにより、雇用の増大に寄与し、地域間における経済的格差の縮小を図り、もつて国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

第二条 内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、低開発地域工業開発審議会の議を経て、産業の開発の程度が低く、かつ、経済の発展の停滞的な地域(以下「低開発地域」という。)のうち、その地区内の工業の開発を促進するこ

は、その調査の成果をしんしゃくしなければならない。

3 内閣総理大臣は、開発地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきくとともに、申請書に政令で定める事項を記載した書類を添附し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る地区が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会が当該開発地区的指定を解除し、又はその区域を変更すべき旨の意見を述べたときに限るものとする。

5 第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定により内閣総理大臣が開発地区的指定を解除し、又はその区域を変更するときに準用する。

6 内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、開発地区的名称及び区域を官報で公示しなければならない。

7 内閣総理大臣は、開発地区を指定するときは、当該開発地区的名前(以下「開発地区」という。)として指定することができる。ただし、関係都道府県知事の申請に係る地区が北海道の区域内又は首都圏で定める要件をそなえているものと低開発地域工業開発地区(以下「開発地区」という。)として指定することができる。たゞ十三号)第二条第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏」という。)にあるものであるときは、第四項後段の規定によるとおりに際し北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会が当該開発地区的指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前五項の規定を準用する。

8 第二項、第三項及び第五項の規定は、内閣総理大臣の諮問に応じ、低開発地域における工業の開発の促進に関する重要な事項について調査審議する。

9 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び特別委員は、非常勤とする。

11 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

12 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

13 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

14 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

15 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

16 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

17 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

18 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

19 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

20 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

21 委員及び特別委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

当該開発地区的指定を解除し、又はその区域を変更することができる。ただし、当該開発地区が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会が当該開発地区的指定を解除し、又はその区域を変更すべき旨の意見を述べたときに限るものとする。

22 特定の地域に関する事項を調査審議するため必要があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

23 審議会に、特別委員を置くことができる。

24 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

25 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

26 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、低開発地域における工業の開発の促進に関する重要な事項について調査審議する。

27 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

28 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

29 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

30 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

31 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

32 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

33 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

34 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

35 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

36 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

37 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

38 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

39 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

40 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特定の地域に関する事項を調査審議するため必要があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

8 審議会に、特別委員を置くことができる。

9 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、低開発地域における工業の開発の促進に関する重要な事項について調査審議する。

10 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

11 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

12 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

13 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

14 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

15 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

16 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

17 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

18 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

19 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

20 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

21 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

22 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

23 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

24 審議会は、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

張が、自治省側の主張としてはもつともっと強くあってしかるべきだ。私はこういう考え方を持つのです。では大臣にお聞きをしますが、そういう工場がいって、住民が一人ふえた場合に、そのためのその自治体の負担というものはどのくらい増加するか、そういう算定は、あなたの方でなさっていらっしゃいましょうか。

○安井国務大臣

突然でござりますが、一応のものは事務当局からお答えさせたいと存じます。

○松島説明員

ただいまお尋ねの件でござりますけれども、これは元値になります。団体の人口によって違ってくるわけでありまして、人口百万のところに一人ふえても、これは百万の中に吸収されてしまう。しかしながら、十万人になり、一万になり、あるいは五千になりというふうに、人口段階が低くなるに従いまして、一人、二人の増加した人口を吸収するために要します経費といふものは、違つてゐるわけです。

○西村(力)委員

私の言ふのは相対的

正によって補正するというやり方をし

ておるわけあります。

○西村(力)委員

私の言ふのは相対的

だということございましょうが、低

開発地域開発の意味の工業誘致、そ

う地方団体の規模を前提としてお尋ねをしておるのであります。この件について

は、経企庁の開発局長もいらっしゃる

でございまして、先ほど米申し上げ

ますように、人口の増加が一定数以上

に達しませんと、たとい非常に小さい

団体でも、ある程度の既定財政規模に

若干のプラスで吸収し得る余地はある

かと思います。たとえば学校の規模

にしましても、御承知の通り、町村に

いきますほど、一学級の生徒数が三十

人なり四十人なりというような状態で

あるわけでございます。これは一律に

申せませんけれども、一般的にそ

う傾向がござります。従いまして、

それが五十人なり、あるいは現在の

小学校では五十六人でございますが、

かりにその程度まで入れるといたしま

すれば、その程度の増加でござります

ならば、あえて学級の増設という必要

はなく、生徒の増加に伴う学級経費

と申しますか、経常経費の増加にとど

まわるわけでござります。ところが、そ

れをこえますと、学級増設が問題にな

りまして、一躍大きな経費になつて参

たようになりますが、経企画

府ではどうですか。

○曾田政府委員

今先生がお述べにな

るといふことは、たとえば消防費にいたしま

しても、あるいは学校などの経費にい

たしましても、児童の数といふよ

う形で、間接的に人口を基準にとっておるといふところから、人口があふえるに従いまして財政需要があふえていくといふ形をとつておるわけであります。しかも、その財政需要は、御承知の通り、段階補正という補正を使いまして、人口の少ないほど一人当たりの経費が割高になるという形で補正

をいたしております。従いまして、今申されましたような点は、非常に相対的な問題でありますので、必ずしも幾

にお聞きをしますが、そういう工場が

いって、住民が一人ふえた場合に、そ

のためのその自治体の負担というもの

はどのくらい増加するか、そういう算

定は、あなたの方でなさつていらっ

しゃいましょうか。

○安井国務大臣

突然でござりますが、一応のものは事務局からお答えさせないと存じます。

○松島説明員

ただいまお尋ねの件でござりますけれども、これは元値になります。団体の人口によって違つてくるわけでありまして、人口百万人のところに一人ふえても、これは百万の中に吸

收されてしまう。しかしながら、十万

になり、一万になり、あるいは五千に

なりというふうに、人口段階が低くな

るに従いまして、一人、二人の増加し

た人口を吸収するためには要します経費

といふものは、違つてくるわけであります。そういう点から、一律には申し上

げかねますけれども、現在の交付税制

度は、御承知の通り、いろいろな測定

単位というものを使つておりますけれ

ども、非常に大きな部分を占めており

ますのは、たとえば消防費にいたしま

しても、あるいは学校などの経費にい

たしましても、児童の数といふよ

う形で、間接的に人口を基準にとっておるわけであります。しかも、その財政需要は、御承知の通り、段階補正という補正を使いまして、人口の少ないほど一人当たりの経費が割高になるという形で補正

をいたしております。従いまして、今申されましたような点は、非常に相対的な問題でありますので、必ずしも幾

にお聞きをしますが、そういう工場が

いって、住民が一人ふえた場合に、そ

のためのその自治体の負担というもの

はどのくらい増加するか、そういう算

定は、あなたの方でなさつていらっ

しゃいましょうか。

○安井国務大臣

突然でござりますが、一応のものは事務局からお答えさせないと存じます。

○松島説明員

ただいまお尋ねの件でござりますけれども、これは元値になります。団体の人口によって違つてくるわけでありまして、人口百万人のところに一人ふえても、これは百万の中に吸

收されてしまう。しかしながら、十万

になり、一万になり、あるいは五千に

なりというふうに、人口段階が低くな

るに従いまして、一人、二人の増加し

た人口を吸収するためには要します経費

といふものは、違つてくるわけであります。そういう点から、一律には申し上

げかねますけれども、現在の交付税制

度は、御承知の通り、いろいろな測定

単位というものを使つておりますけれ

ども、非常に大きな部分を占めており

ますのは、たとえば消防費にいたしま

しても、あるいは学校などの経費にい

たしましても、児童の数といふよ

う形で、間接的に人口を基準にとっておるわけであります。しかも、その財政需要は、御承知の通り、段階補正という補正を使いまして、人口の少ないほど一人当たりの経費が割高になるという形で補正

をいたしております。従いまして、今申されましたような点は、非常に相対的な問題でありますので、必ずしも幾

にお聞きをしますが、そういう工場が

いって、住民が一人ふえた場合に、そ

のためのその自治体の負担というもの

はどのくらい増加するか、そういう算

定は、あなたの方でなさつていらっ

しゃいましょうか。

○安井国務大臣

突然でござりますが、一応のものは事務局からお答えさせないと存じます。

○松島説明員

ただいまお尋ねの件でござりますけれども、これは元値になります。団体の人口によって違つてくるわけでありまして、人口百万人のところに一人ふえても、これは百万の中に吸

收されてしまう。しかしながら、十万

になり、一万になり、あるいは五千に

なりというふうに、人口段階が低くな

るに従いまして、一人、二人の増加し

た人口を吸収するためには要します経費

といふものは、違つてくるわけであります。そういう点から、一律には申し上

げかねますけれども、現在の交付税制

度は、御承知の通り、いろいろな測定

単位というものを使つておりますけれ

ども、非常に大きな部分を占めており

ますのは、たとえば消防費にいたしま

しても、あるいは学校などの経費にい

たしましても、児童の数といふよ

う形で、間接的に人口を基準にとっておるわけであります。しかも、その財政需要は、御承知の通り、段階補正という補正を使いまして、人口の少ないほど一人当たりの経費が割高になるという形で補正

をいたしております。従いまして、今申されましたような点は、非常に相対的な問題でありますので、必ずしも幾

にお聞きをしますが、そういう工場が

いって、住民が一人ふえた場合に、そ

のためのその自治体の負担というもの

はどのくらい増加するか、そういう算

定は、あなたの方でなさつていらっ

しゃいましょうか。

○安井国務大臣

突然でござりますが、一応のものは事務局からお答えさせないと存じます。

○松島説明員

ただいまお尋ねの件でござりますけれども、これは元値になります。団体の人口によって違つてくるわけでありまして、人口百万人のところに一人ふえても、これは百万の中に吸

收されてしまう。しかしながら、十万

になり、一万になり、あるいは五千に

なりというふうに、人口段階が低くな

るに従いまして、一人、二人の増加し

た人口を吸収するためには要します経費

といふものは、違つてくるわけであります。そういう点から、一律には申し上

げかねますけれども、現在の交付税制

度は、御承知の通り、いろいろな測定

単位というものを使つておりますけれ

ども、非常に大きな部分を占めており

ますのは、たとえば消防費にいたしま

しても、あるいは学校などの経費にい

たしましても、児童の数といふよ

う形で、間接的に人口を基準にとっておるわけであります。しかも、その財政需要は、御承知の通り、段階補正という補正を使いまして、人口の少ないほど一人当たりの経費が割高になるという形で補正

をいたしております。従いまして、今申されましたような点は、非常に相対的な問題でありますので、必ずしも幾

にお聞きをしますが、そういう工場が

いって、住民が一人ふえた場合に、そ

のためのその自治体の負担というもの

はどのくらい増加するか、そういう算

定は、あなたの方でなさつていらっ

しゃいましょうか。

○安井国務大臣

突然でござりますが、一応のものは事務局からお答えさせないと存じます。

○松島説明員

ただいまお尋ねの件でござりますけれども、これは元値になります。団体の人口によって違つてくるわけでありまして、人口百万人のところに一人ふえても、これは百万の中に吸

收されてしまう。しかしながら、十万

になり、一万になり、あるいは五千に

なりというふうに、人口段階が低くな

るに従いまして、一人、二人の増加し

た人口を吸収するためには要します経費

といふものは、違つてくるわけであります。そういう点から、一律には申し上

げかねますけれども、現在の交付税制

度は、御承知の通り、いろいろな測定

単位というものを使つておりますけれ

ども、非常に大きな部分を占めており

ますのは、たとえば消防費にいたしま

しても、あるいは学校などの経費にい

たしましても、児童の数といふよ

う形で、間接的に人口を基準にとっておるわけであります。しかも、その財政需要は、御承知の通り、段階補正という補正を使いまして、人口の少ないほど一人当たりの経費が割高になるという形で補正

をいたしております。従いまして、今申されましたような点は、非常に相対的な問題でありますので、必ずしも幾

にお聞きをしますが、そういう工場が

いって、住民が一人ふえた場合に、そ

のためのその自治体の負担というもの

はどのくらい増加するか、そういう算

定は、あなたの方でなさつていらっ

しゃいましょうか。

○安井国務大臣

突然でござりますが、一応のものは事務局からお答えさせないと存じます。

○松島説明員

ただいまお尋ねの件でござりますけれども、これは元値になります。団体の人口によって違つてくるわけでありまして、人口百万人のところに一人ふえても、これは百万の中に吸

收されてしまう。しかしながら、十万

になり、一万になり、あるいは五千に

なりというふうに、人口段階が低くな

るに従いまして、一人、二人の増加し

た人口を吸収するためには要します経費

といふものは、違つてくるわけであります。そういう点から、一律には申し上

げかねますけれども、現在の交付税制

度は、御承知の通り、いろいろな測定

単位というものを使つておりますけれ

ども、非常に大きな部分を占めており

ますのは、たとえば消防費にいたしま

しても、あるいは学校などの経費にい

たしましても、児童の数といふよ

う形で、間接的に人口を基準にとっておるわけであります。しかも、その財政需要は、御承知の通り、段階補正という補正を使いまして、人口の少ないほど一人当たりの経費が割高になるという形で補正

をいたしております。従いまして、今申されましたような点は、非常に相対的な問題でありますので、必ずしも幾

にお聞きをしますが、そういう工場が

いって、住民が一人ふえた場合に、そ

のためのその自治体の負担というもの

はどのくらい増加するか、そういう算

定は、あなたの方でなさつていらっ

しゃいましょうか。

○安井国務大臣

突然でござりますが、一応のものは事務局からお答えさせないと存じます。

○松島説明員

ただいまお尋ねの件でござりますけれども、これは元値になります。団体の人口によって違つてくるわけでありまして、人口百万人のところに一人ふえても、これは百万の中に吸

收されてしまう。しかしながら、十万

になり、一万になり、あるいは五千に

なりというふうに、人口段階が低くな

るに従いまして、一人、二人の増加し

た人口を吸収するためには要します経費

といふものは、違つてくるわけであります。そういう点から、一律には申し上

げかねますけれども、現在の交付税制

度は、御承知の通り、いろいろな測定

単位というものを使つておりますけれ

ども、非常に大きな部分を占めており

ます。従いまして、今後そういう工場を開発させることによって、その土地全体が潤って税収もある、あるいは雇用も増大するということに相なると、いう見込みで、この工場誘致ができるだけ計画的に進みたいという意味で、この法律案は、地方の知事がその町村とも十分協議をして申請をし、そして地域の開発を進めていこう、こういう計画でありますから、私どもこれは今後の開発のために非常に好ましい方向であろうと思いまして、そのために必要な税の減免措置に対する財政上の補給といったようなものも、この法律で考えておるわけであります。

○西村(力)委員 それは、都道府県知事と相談するのは、低開発地域の開発

地区の指定の場合でありますて、どういう工場を誘致して、そして地方自治体の負担にならないように都道府

県知事と相談してやるということは、この法案にはちょっと見当たらぬよう

に思ひうのですが、どうですか。どこへどこにあるのですか。

○安井国務大臣 もともと今度の開発

地域の指定が、地方知事の申請に基づいて総理大臣がきめる、こういう建前

になっておりますので、その自治体の知事が申請をいたします場合は、十分

にその指定を受けるべき自治体と協議も行なわれることと存じております。

○西村(力)委員 それでは、この地域を開発地城と指定してもらってこの法

律の恩典にあすかりたいというので、それは相当競願の形になってくるの

じやなかろうかと私は見ておる。このことによつて、この企業といふものがどうこうというところまでの相談に

は、なかなかいかぬのじゃないかと私は思うのです。それはまあよろしく

あります。

ございます。

ところで、この法律で不均一課税と

いうことを認めたことを前提として、

「公益上その他」とこうなつておる。

原則上は公益上ということになつておる

わけであります。この「公益上」という

ものの解釈は、幅広くできますし、

狭くもできます。このところを

どとのか。

○安井国務大臣 「公益上その他」とい

うことになつておりまして、これは一

般の目的が公益的なものに著しく違反

しないとか、背馳しないとかいうもの

であれば、相当幅広く考えてもいいの

に思ひうるのです。しかし、この「公益上

その他」と書いてありますので、たとえ

ば、工場ができるというのが一体何が

公益だ、これは単に企業者が企業を作

るだけのものじゃないか、金もうけの

ためじゃないか、こういうふうにとら

れますと、なかなかむずかしい議論も

出ますので、そういう意味では、公益

に反しないという意味から広くと申し

ましたが、今西村さんのおっしゃるよ

うことになつております。

○西村(力)委員 そういうような工合

に考えられると、これは税の公平とい

う原則をみずから放棄したということ

になる。そうすれば、その地域における既存産業というものが、その競争力

において相当のギャップが出て参ります。

しかもまた、税負担の公平とい

う原則をくすぐるのですから、あな

たのおっしゃるように、公益に反しな

い限りは公益上その他に入れてよろ

しいというような工合になると、これ

は事重大だと思うのです。そういう解

釈をとるといふことは、自治省の見解

として私は初めて聞きましたが、これ

は、できるだけ限局するということは

当然じゃないかと思うのです。公益に

反しないなんといつたら、そういう広

い範囲をしたら、道ばたでモクを

いふことになるかといふこと、その点を

拾つて歩く人だつて、これは道をきれ

いにするから公益上に利しているとい

うことになるのです。そんな広義の解

釈は、自治省としては、今の答弁は訂

正してもらいたいと思う。

○安井国務大臣 ちょっと言葉が足り

ない工合になつておりますが、不均

一課税というものの許される限界は、

「公益上その他」とこうなつておる。

原則上は公益上ということになつておる

わけであります。この「公益上」という

ものにはこれを埋める、こう

ごぞうした場合にはこれを

ごぞうした場合にはこれを埋める、こう

重点に置いて、しかも開発可能なところを重視しておきます。

○西村(力)委員 きょうはこれでやめますが、急いでやりましたので、この次またおいで願うかも知れませんが、きょうはこの程度にします。しかし、よその人が出席を求めることがあります。

○久保田(豊)委員 私は、次に質問しようと思いますが、きわめて具体的に質問したいと思いますので、それに対する資料の要求をいたしておきます。だいぶたくさんありますから、一つ書きとめていただきたい。

第一は、ここ五ヵ年くらいの間に、都道府県並びに市町村で工場誘致条例の制定をしたのが、全国で、府県別でのくらいあるのか。その内容は大体わかっておりますが、おもな内容はどうかということです。これは税金の面と、御承知通り、ほかのいろいろな施設の面その他がたくさんあります。ありますが、この内容をこういう法案を出される以上は準備ができるおることはですから、一つ一覧表にしてはつきり出していただきたいということが一つ。

第二、特に最近五ヵ年くらいの間で工場誘致等が行なわれた市町村におきまして、大体都市計画図等が行なわれる場合が多いわけですね。その都市計画が行なわれた場合の具体的な問題について、一つ一つ注文を出します。それは道路は国道、府県道並びに市町村道であります。これのいわゆる根本的に、つまり新しく作る場合、それから補修、いわゆる改修する場合、そして

それが舗装と非舗装があるはずで、こういう場合におきまする補助率は、どうなつておるのか。そうしてその補助率に付隨いたしまして、府県でもつていわゆる追加補助をしている場合があります。こういう場合の内容がどうなつておるのか。これは道路です。これは橋も含みます。橋の場合もいろいろあります。御承知の通り、木橋の場合その他いろいろありますから、それの担当のいわゆる中央におきます官庁ですね、建設省であるとかあなたの方とか、いろいろあるはずです。これは道路と橋であります。そのほか、水道についてはどうなつておるのか。これも普通水道、上水道の場合と、簡易水道の場合と、あります。その場合のいわゆる補助率がどうなつておるのか。それから下水の場合がどうなつておるのかということ、それから屎尿処理の施設についてどうなつておるかということ、補助の関係、それを出す官庁の場合ですね。それから公園その他の公共用地がたくさんできてるはずであります。そういう場合におきまする補助率その他、そういうったものはどうなつておるか。

おるのか。それから保育所、公立の病院、これらの改造ないしは拡充に対します補助はどうなつておるのか。それから工場用水の整備についての工事に対する補助がどうなつておるのか。

それから工場誘致をすれば、必ず農地がつぶれて、今までその農地にくついておった土地改良がやり直しになります。御承知の通り、国営のやつをやる場合はほとんどありません。県営もしくは団体営であります。あるいは小団地であります。こういう場合のやり直しの経費の補助が、どうなつておるのか。その場合に、大てい過去の借金があります。その借金の始末をどういうふうにしておるのか。新規にやる場合の補助率は、どうなつておるのか。そうしてそれに対します新しい資金の提供は、どういうふうにやっておるのか。この資料を担当の部局同時に出してもらいたい。

それから都市計画について、今までの中に都市計画の部分が大部分入りますけれども、特に都市計画について申し上げたいのは、都市計画税、これは御承知の通り、千分の四になつておるはずです。この都市計画税の市町村別ないしは府県別の総額は、現在幾らになつておるのかわかつておるはずです。大きなところ、特に工場誘致等が行なわれた場合のそれがどうなつておるのか、そういう点を区分けができるすれば、区分けをして示してもらいたい。

それから都市計画の、特に区画整理に連関いたしまして、減歩をとられておるはずです。減歩という言葉はおわかりにならぬのじやないかな。減歩が

問題は扱えない。実際には、大体減歩の率が、町村によって、またこういうものの進め方によって、うんと違います。その減歩の大体の内容と、一番大きいのと少ないの。それから全体として多いのは、どうか。減歩をとる場合に、工場に買収された土地が、減歩負担の基礎になつておるのかどうか。これは基礎になつておる場合と基礎にならぬ場合とあります。この点を区別をして、わかつたら示してもらいたい。それからもう一つ、減歩に連関しまして、減歩所要地、要するに、減歩といふことをはつきり言えば、公共用地をただ取ることです。その場合に、やり方は二つあるわけです。要するに、道路その他の公共用地を都市計画であらかじめ買ひ上げる場合があります。そういう場合の例がたくさんあるのかないのか、こういうこと。

それから都市計画について特にこれから問題になりますのは、部落移転もしくは住宅移転の場合の補償がどう行なわれているかということであります。これは必ず出てきます。一番解決の困難な問題です。その実態はどうなつておるかという点を、一つ実例があれば示してもらいたい。特にその負担をどこでやつておるかという問題であります。

それから御承知の通り、農地については、いわゆる赤線、青線と称して、そのほかの国有地があります。これは面積だけの場合が多い。実態はわかりません。実際には、特に土地改良等が行なわれた場合には、非常に入り組んでいまして、これはほとんど登記面上で整理ができるおりません。し

かし、相当の数になるはずであります。これは国有地ですから、規則からいえば要するに大蔵省所管であります。従つて、いつも問題になるのは、この国有地を市町村等がいわゆる会社側に無償提供する場合が相当多いのです。あるいは都市計画用地として無償没収をする場合が相当多い。しかし、これは一つの問題です。そういう国有地の比率、これは赤線、青線並びにそれ以外の土地があります。こういうものの実例をどういうふうに扱つておるかというふうな点ですね。大体そのくらいの点を、大へんめんどうな資料要求をして済みませんが、しかし、この次には、御承知の通り、新産業都市計画の問題が出てくるのであります。こういう点を、ほとんど各官庁でも、政党でも、議会の人も、無視しております。私どもは身をもってこういう問題の解決に今まで当たつて参りましたので、多少わかるわけです。そういう点。

一つ資料を出せたら出してもらいたい。これは少しおずかしいかもしません。一つこの程度の資料は、大へんごめんどうですが、少なくともこういう法案を御用意して出される以上は、それがだけの点の検討がなければ、私は出せないはずだと思うのです。ですから、そういう点をはっきり出していただきたいと思うのであります。

○安井國務大臣 いろいろ御注文がございまして、できるだけ調べたいと思いますが、自治省だけでもやりにくく問題がたくさんある。主管省にもお願ひして、でき得る限りは資料を出して、総まとめは企画庁の方で取り扱いを願うようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○早稻田委員長 できるものから一つ出していただきます。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十六日木曜日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十三分散会

[参考]
輸出入取引法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二八号)に関する報告
書
〔別冊附録に掲載〕